委員会の構成員について

安央公の情况気について					
役職名	氏名	職名	専門分野等		
委 員 長	服部 英雄	九州大学	日本史		
		名誉教授			
副委員長	水野 克司	落合宿本陣ガイドボランテ	落合地区住民代表		
		ィアの会 会長	(本陣関係団体)		
委 員	麓 和善	名古屋工業大学	建築史		
		名誉教授			
委 員	杉村 啓治	中津川市文化財保護審議会	郷土史・古文書		
		委員代表			
委 員	飯森 修	落合まちづくり推進協議会	落合地区住民代表		
		会長	(まちづくり団体)		
委 員	松井 嘉之	中津川市文化スポーツ部	行政		
		部長			
オブザーバー	滑川 敦子	文化庁文化財第二課	史跡		
		文化財調査官			
オブザーバー	苅谷 菜々子	岐阜県庁文化伝承課	記念物保護		
		主査			
文化財コンサルタ	木下 寿之	株式会社 文化財保存計画	建造物		
ント		協会 統括主任研究員			
文化財コンサルタ	大野 俊輔	株式会社 文化財保存計画	建造物		
ント		協会研究員			
	1				
事 務 局	吉村 伸広	文化スポーツ部 次長 兼 文	化振興課 課長		

事	務	局	吉村 伸应	文化スポーツ部 次長 兼 文化振興課 課長
事	務	局	清水 宣洋	文化スポーツ部 文化振興課 課長補佐 兼 文化財保護係長
事	務	局	熊﨑 真司	文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護係 主任
事	務	局	安藤 滉基	文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護係 主事
事	務	局	奥田 博美	定住推進部 落合事務所 所長

令和5年度第1回中山道落合宿本陣整備計画策定委員会議事概要

開催日時: 令和 5 年 6 月 30 日 14 時 30 分 場 所 : にぎわいプラザ 4 階 4-1 会議室

(※ 委員会に先立ち、13時45分から委員らによる落合宿本陣の現地確認を実施)

- 1. 開会
- 2. 挨拶

3. 議事

3-1. 前回委員会の概要と昨年度からの動向について

・前回委員会での決定事項や懸案事項について振り返った後、令和 4 年度からの動向に ついて事務局が報告した。

3-2. 「中山道保存活用計画 落合宿本陣編」の策定について

- ・令和4年度からの調査成果を、令和5年度中に「中山道保存活用計画 落合宿本陣編」としてまとめていくことを事務局が報告した。
- ・「中山道保存活用計画 落合宿本陣編」は、平成25年3月に策定した「中山道保存管理計画」の内、特に落合宿本陣に関する内容を追補・改訂するものであり、整備基本計画を策定するための基礎となる計画であることが確認された。

3-3. 文化財コンサルタントへの支援業務委託について

- ・「中山道保存活用計画 落合宿本陣編」本文執筆の一部、整備基本計画策定に向けた予 備調査を株式会社 文化財保存計画協会が請負うことについて事務局が報告した。
- ・株式会社 文化財保存計画協会の担当者が、本年度の業務予定を報告した。

3-4. 土蔵・離れ等の落合宿本陣を構成する要素の価値付けについて

- ・麓委員(名古屋工業大学名誉教授)が離れ・土蔵調査の成果について報告した。
- ・丸山宏氏(名城大学名誉教授)による庭園調査の成果について事務局が報告した。
- ・市内史跡中山道の本質的価値に明治時代の道としての側面を認めたうえで、その貴重かつ重要な交通遺跡として追加指定された落合宿本陣にも明治時代の歴史的事象にまつわる本質的価値を認めていく価値付け方針を【別紙4】のとおり事務局が提案し、承認を受けた。

3-5. 保存活用計画の章立てと第1章から第3章について

- ・保存活用計画の章立て案、第1章から第3章についての本文案を【別紙6】のとおり 事務局が提示し、大筋で承認を受けた。
- ・杉村委員が行った落合宿本陣に関する史料調査報告の内容に基づき、事務局は次回の 委員会までに第3章の増補を行う方針を示した。

3-6. 今後の見通しについて

- ・令和 10 年度以降の着手を目指す【別紙 7】のスケジュール案を事務局が示し、承認を得た。
- ・令和5年度内にあと2回委員会を開催することが事務局から予告された。

主な意見等

(1) 現地確認について

・委員会前の現地確認中には、大雨警報が発令されるような大変な天候となったが、落 合宿本陣の老朽化と雨被害の関連を考える上で非常に有意義な機会となったとの意見 が複数委員からあった。

(2) 落合宿本陣の本質的価値について

- ・事務局は「中山道交通の減少に伴い、江戸時代以来の建物の維持がままならなくなり、縮小した」旨の史料記述を価値付けに採用しているが、建物の調査に基づけば、 実際は元あった建物より立派なものになっているという指摘が麓委員からあった。
- ・上記について、『岐阜県御巡幸誌』の記述を引き合いに、むしろ明治天皇巡幸に関連 する座敷部分を後世に永く伝えるため、土壁を設け、屋根に土を塗った瓦葺きとした と考えるべきと杉村委員から指摘があった。

(3) 整備に向けたスケジュールについて

・整備に向けて必要な手順があることは十分理解しているが、少しでもスケジュールの 前倒しを目指し、かつ建物の破損や原因への対処を遺漏なくしてほしいとの意見が複 数委員からあった。

4. 開会

前回委員会からの動向について

- 1. 落合宿本陣に関する前回委員会からの動向について
 - (1) 株式会社 文化財保存計画協会による落合宿本陣整備基本計画策定事前予備調査
 - ・実施期間は令和5年6月1日から令和5年11月30日
 - ・「3-2. 落合宿本陣の構成諸要素等の分類と計画区域の設定について」に関連
 - (2) 令和5年度分の落合宿本陣整備資金クラウドファンディングを開始
 - ・募集期間は令和5年10月2日から令和6年1月29日
 - ・令和 5 年 12 月 11 日現在、1008 人の支援者から 17,605 千円の寄付 (12/11 AM8:30 現在)
 - ・令和4年度は令和4年12月3日から令和5年3月2日の期間で実施、3138人の支援者から62,117,000円の寄附があった。
 - (3) 令和6年度事業に関する国庫補助要望の提出
 - ・令和 6 年度に実施を予定する事業(整備基本計画策定・詳細地形図作成・石垣立面 図作成・発掘調査 等)に関する国庫補助を要望
 - (4) 主屋西側雨落溝(土間入口前)に充填されたコンクリートの除去
 - ・前回委員会で指摘のあった主屋西側雨落溝について、充填されたコンクリートを除去し、グレーチングを製作、設置した(別添写真参照)。

No.2



主屋西側雨落溝	
コンクリート撤去前	



コンクリート	

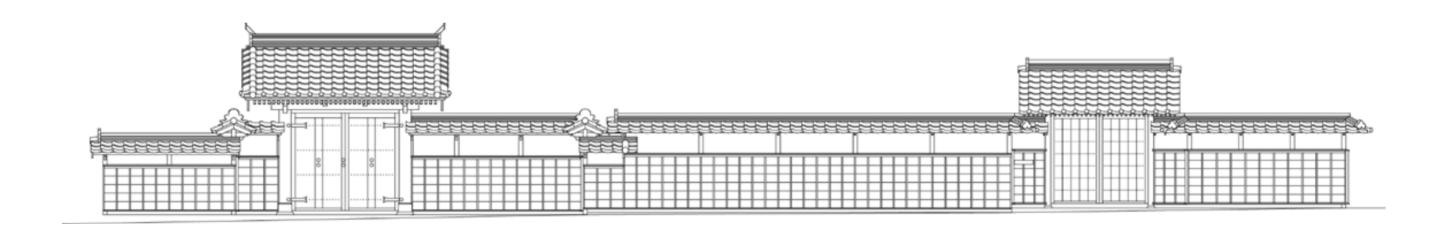


グレー	-チ ン	が誤る	置状 況

No.3

ノレ ノンノ 改造が加

令和5年度 第2回 中山道 落合宿本陣整備計画策定委員会



令和5年12月14日 ㈱文化財保存計画協会

目 次

目次 例言

1. 構成要素調	1
1-1. 落合宿本陣の概要	1
1-2. 史跡地内の土地利用変遷と現状	2
1-3. 落合宿本陣を構成する諸要素	3
1-3-1. 構成要素	3
1-3-2. 構成要素の抽出	4
1-4. エリア区分の設定	5
1-4-1. 部分・部位の基準設定	6
2. 破損調査	12
2一1. 破損調査概要	12
2-2. 柱の倒れ	12
2一3. 柱の不動沈下	14
3. 耐震予備診断(所有者診断)	15
3一1. 耐震予備診断概要	15
3-2. 耐震予備診断書	16
4. 設備簡易調査	17
4-1. 史跡地内排水	17
資料	18

例 言

- ・主屋の名称は、「中津川市指定史跡 落合宿本陣跡 (井口家) 調査報告書」 (名古屋工業大学 名誉教授 麓 和善) に基づいた。
- 同じ部屋名称には、便宜上番号を付けた。
- ・離れ棟の部屋名称は、便宜上全てを「和室」とし、番号を付けた表記とした。
- ・方位は、便宜上道路と平行を南北として表現した。
- ・基準地盤面は、便宜上主屋が建つ平地を基準地盤面とした。

1. 構成要素調査

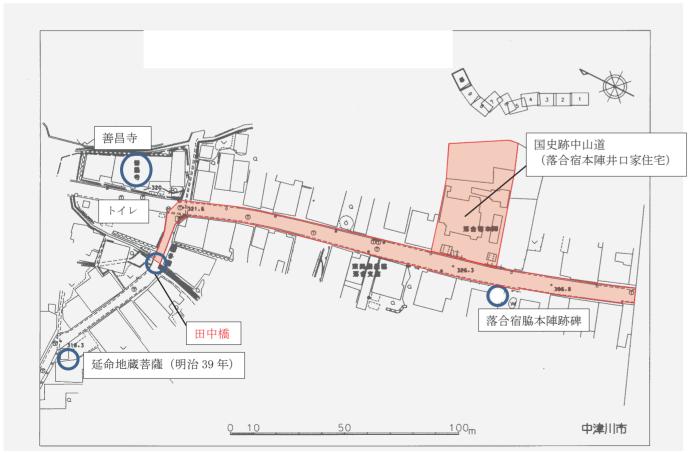
1-1. 落合宿本陣の概要

落合宿本陣は、史跡中山道が南北に通る落合宿の中央、東側に位置する。史跡地の規模は、間口約29.6 m、奥行約55.6 mで概ね台形の形状で、面積約1525.9 mの広さを有している。中山道側境界から東に約30.6 mの位置で崖地となり上段平坦部と約4.3 mの高低差がある。下段平坦部東側には約0.9 m低い位置に幅約1.9 mの道路が境界沿いに走っている。上段平坦部北側境界は、史跡 地から約0.5 m(西側境界から約13.0 m入った地点)下がって隣地となる。隣地建物までの距離は、約0.7 mほどである。また下段平坦部北側には、幅約0.9 mの私道が民家の裏口の通路となっている。どちらもアスファルト舗装となっている。史跡地南側には、市有地が接続している。この私有地は、間口約12.2 m、奥行約52.9 mでこちらも本陣敷地と同様に概ね台形の形状で、面積約651.5 mの広さを有している。この市有地も道路から約35.0 mの位置で低くなり下部平坦面となり史跡地下段平坦地と同じレベルで連続している。

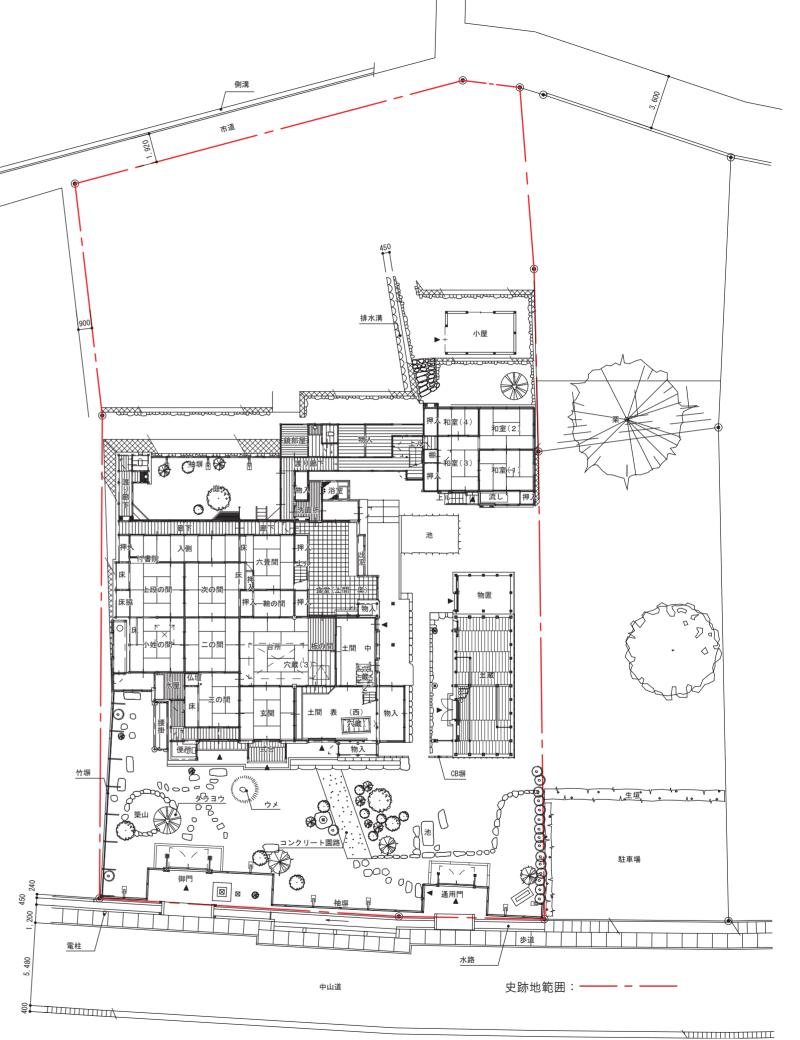
市有地上段西側は、間口約 12.2 m、奥行約 7.8 mの未舗装の駐車場となっている。この駐車場の北面、東面には生垣が廻されている。この市有地は、一気に段差になっているのではなく 5 段階に分けて徐々に低くして下段平坦面としている。

落合宿本陣の史跡地西側正面には幅約45cmの切石組水路(開渠)が設けられ、水が南から北に流れる。この史跡地西側正面北寄りと南寄りにコンクリート製橋を架け、2カ所から落合宿本陣への導入路としている。それぞれの橋の前は、東側に引っ込め、北寄りに「御門」、南寄りに「通用門」を構えている。これらの門に袖塀が連続して取り付き閉塞している。袖塀の東側に庭があり、その奥に土蔵造の主屋が建つ。この主屋の南側に土蔵が建つ。主屋の東側北寄りに渡り廊下が接続し便所に通じる。また南寄りにも渡り廊下が接続し「離れ」棟の半地下付2階建建物に接続する。これら渡り廊下棟を南北に袖壁が取り付き、囲われた空間を坪庭としている。史跡地北西隅から主屋までは竹塀が取り付く。

上段平坦部と下段平坦部境には、石垣が南北方向「離れ」棟北側辺りまで積まれ、そこから斜路で東側下段平坦地に通じる。斜路途中には6段の石階段と門下に2段、門の内側に4段の石階段があり、斜路の南側に2段の平坦地を設けている。一番下の平坦部には木造の小屋が建ち、その上の平坦部には、建物跡の基礎遺構が残っている。石垣の東側下部には、腰石垣が並行して積まれている。史跡地段差のある南側も石垣を積んでいる。斜路の北側沿い平坦部には排水路遺構が残る。また史跡地東側境界には、1~2段の低い石積遺構が残る。史跡地北側上段平坦部北東隅には角石を設け西側に石垣を延ばす。隣家が接する箇所では、低い石積としている。主屋西側には雨落溝遺構が残り、南側には、土間縁石が残る。庭には、池跡、コンクリート舗装園路が残る。この他に石造碑などの工作物が史跡地内に配置されている。



史跡中山道と落合宿本陣



全体配置図



1-2. 史跡地内の土地利用変遷と現状

落合宿本陣敷地内には多くの歴史的建造物の他に工作物や石垣、造成遺構、庭園が配置され、建物遺構が残されている。史跡中山道落合宿の本陣であった井口家住宅は、主屋の主座敷が当時の落合宿本陣としての格式を備えた伝統的な意匠を残しながら、明治期になると生活の糧を得る手段として養蚕業に携わるようになるとともに主屋内部の改修も目的に応じて行われてきた。本陣も二度の火災

位置	建造物・構造物・工作 物	建設・設置時期	改変・修理	移築・解体・撤去	根拠等	現状
敷地全体	· 敷地造成地形	・江戸期 ・文化15年(1818)以前	・下段平坦部土蔵群解体後に桑畑(「家相図」)記載。時期は、土蔵群が図示 (落合宿本陣絵図)される明治19年 (1886) 以降か。 ・桑畑の後、田に転用。		文化12年(1815)の大火で焼失 した3年後に建てられたのが現 在の座敷であるとの伝承	地形現存
	・石垣積 ・腰石垣積	・江戸期	・南西入隅部コンクリート補修。平成8年 (1996) 以降に池からの漏水で離れの基 礎が崩れた。	・洗い場石組み池か ら下段部の池に水を 流していた流路が廃 止	矢穴付石材を使用 角石に算木積を施す	構造物現存
敷地中央東寄り	・斜路・斜路石垣・石階段	・江戸期			断崖地形で上段部と下段部の接 続通路として利用	構造物現存
	·3段平坦部 造成地形	・江戸期		・明治15年時点で存在した池、池の隣に存在した水車が廃止。	上段と下段部中央部に土蔵を建 てる平場が必要となる。	構造物現存
敷地東側境界	・敷地東側石積	・江戸期			明治15年井口家家相図に石積表 示	一部現存
敷地西、中央部	・前庭・坪庭 (灯籠、景石、飛石、 手水鉢、玄関前園路、 庭園樹木)	・江戸期	・明治後期に主屋西側に突出た居室(「家相図」には隠居と記載)を解体し築山を築き、居室(隠居)の南側にあった池(明治15年以降に設置)を埋め立て、待合に行く飛石を設置・玄関前園路をコンクリート舗装とする(元は御門と玄関前を直線的に結ぶ玉石舗装だったとみられる)。		中山道落合宿本陣絵図井口五左 衛門居宅(明治19年11月当時) 井口家家相図「当家再建備申之 正当向百分一図/明治十五年四 月撰之」に「庭」記載	石造物庭園樹木現存
	・主屋玄関前雨落溝	・江戸期	・一部石材がコンクリートに置き換わっ ている。	・明治15年から明治 19年の間の式台設置 で該当箇所の雨落溝 撤去		現存
敷地西	御門	江戸期		文化15年 (1818) 寄進 伝承 昭和10年(1935) 頃 現在地に移築	火災後の復興期に加賀藩前田家 から寄進される(伝承)	建造物現存
	通用門	昭和10年(1935)頃			「明治天皇聖蹟調査書」	建造物現存
	西面袖塀	昭和10年(1935)頃	・昭和44年(1969)建替え ・平成3年(1991)建替え		御門と通用門が並んだ時期に袖 塀を設置したと思われる	工作物現存
	明治天皇御小休碑	昭和12年(1937)設置			石碑に陰刻	石碑現存
	落合宿本陣の碑	平成6年(1994)			石碑に陰刻	石碑現存
	市川團十郎の碑	昭和49年(1974)設置			石碑裏に記載	石碑現存

を経て文化 15 年 (1818) に復興されてから当地が市有地になるまで井口家が代々守り、住み続けるなかで変遷を経たなかで現在がある。 それらをまとめると下表のとおりである。

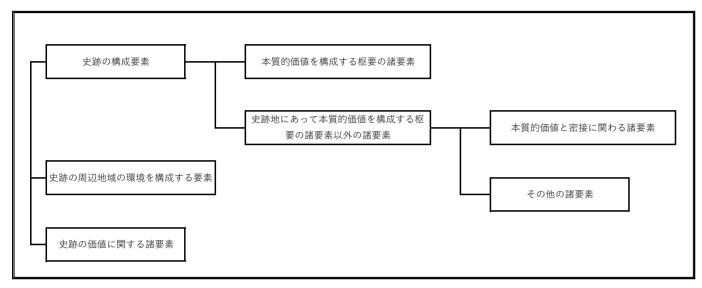
位置	建造物・構造物・工作 物	建設・設置時期	改変・修理	移築・解体・撤去	根拠等	現状
	· 主屋	文化15年(1818)伝承	・明治14年(1881)座敷部分を残し南側の 居室部分を改築(土蔵一部二階建) ・戦後、主屋土間部奥に食堂、台所、浴室、洗面所に改築、増築する。 ・家相図(明治15当時)に稚拙な線で追記された式台は後補とみられ、明治19年の平面図にも図示。 ・明治19年の平面図で主屋と隠居を繋ぐ廊下は家相図(明治15当時)に当初描かれた雨落溝を塗りつぶす形で追記されている。 ・平成期に主屋北西隅を便所に改装・昭和44年(1969)屋根瓦の葺替え・平成3年(1991)壁一部塗替え		「史蹟調査報告書 第十期 明 治天皇聖蹟」に記載 家相図(明治15年当時)、中山 道落合宿本陣絵図井口五左衛門 居宅(明治19年11月当時)に改 造後の屋敷の配置図が記されて いる。	建造物現存
	·離れ	明治41年(1908)	・半地下土蔵の改変で上に上がる階段を ・1階板張を畳敷に改装 ・建具をアルミサッシュに改装 ・土蔵(宝蔵)の改築をして二階建の離	・半地下階段撤去 ・1階板張り床を畳 に改変	・棟札・痕跡	建造物現存
	・南渡り廊下	明治41年(1908)				建造物現存
敷地中央	・北渡り廊下	文化15年(1818)伝承				建造物現存
	・土蔵	明治23年(1890)	・当初二戸前であったが、昭和12年 (1937) 以降に、現在の形となった。		· 棟札	建造物現存
	・石垣上袖塀	文化15年(1818)伝承	・平成3年(1991)の建替え		・破損状況(全体的に概ね健全)	工作物現存
	· 木造小屋	平成期?				建造物現存
	・主屋南東隅石階段	昭和期?			階段石は土蔵基礎石転用の可能性 在組み池建設と同時期と思われる	構造物現存
	・洗い場石組み池	戦後?				構造物現存
敷地下段斜面沿	• 石組排水路	江戸期			斜路石垣積と同時期	構造物現存
敷地北	竹塀		・平成28年(2016)、令和元年(2019) に鉄筋で補強			工作物現存

1-3. 落合宿本陣を構成する諸要素

1-3-1. 構成要素

史跡中山道落合宿本陣の保存においては、史跡中山道落合宿本陣の個別の本質的価値を後世に確実に伝えることが重要であること から、落合宿本陣を構成する諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが極めて重要である。

史跡中山道落合宿本陣に関する諸要素は、次の通り分類される。落合宿本陣の構成要素は、本質的価値を構成する枢要の諸要素と それ以外の諸要素に分けられる。後者は、更に本質的価値と密接に関わる諸要素とその他の要素に細分される。



構成要素分類表

(1) 落合宿本陣の構成要素

I. 本質的価値を構成する枢要の諸要素

史跡中山道の追加指定として落合宿本陣が落合宿の常夜燈とともに指定された。美濃十六宿では唯一現存する本陣の建物で、江戸期から代々井口家が本陣、庄屋等を務め一部改造はあるものの現代まで保存され当時の姿をとどめている。また落合宿本陣の立地する地形は、この地域の特徴的な台地となり、敷地内に比高さのある断崖がある形状をしている。この上段の平坦部に本陣は建てられている。これらの特性や価値を有する要素であり、改変することなく確実に保護する。諸要素としては、本陣関連の建物、構造物・地業、工作物、遺構、庭等がこれに当たる。

Ⅱ.本質的価値と密接に関わる諸要素

明治初年、落合村で蚕種が開始され、徐々に盛んになると井口家も流れのなか生業として早い時期から養蚕業に携わるようになり、敷地東側下段平坦地に有った土蔵を解体し桑畑にするなどした。また敷地の特徴的な段差を上手く利用した二階建の数寄屋建築を増築し、主屋と懸造の渡り廊下で繋げ、二階和室東面に広がる山並みなど優雅な眺望を楽しんでいた。これらは時間の経過のなかで人為的に付加された諸要素で史跡地の良好な環境や景観を形成し新たな価値を生み出している要素で、井口家の歴史を物語るものとして、本質的価値と密接に関わる諸要素とする。よって今後も適切な維持管理を行い保全に努めるべき対象となるものである。

Ⅲ. その他の諸要素

本質的価値とかかわりのない仮設工作物、遺構の保存に悪い影響を及ぼしているか又は将来的にその可能性があるもの、史跡の環境を損なっているものなどで、将来的に除去や移転を検討すべきもの。近年に建設された養蚕と関わりのない小屋や生活の上で不可欠なインフラ設備等。

(2) 史跡の周辺地域の環境を構成する要素

落合宿本陣周辺における本質的価値と密接に関わる要素で、本陣の活用を図る上で有効な施設や本陣の立地や成立の基盤となっている地形や自然環境等がこれに当たる。また、景観として本陣と連続し、又は一体となっている地域環境やこれを構成するもの及び南側 隣地市有地や植生等がある。さらに駐車場等の便益施設も含まれる。

(3) 史跡の価値に関連する諸要素

落合宿本陣や井口家に関する歴史資料、民俗資料、棟札及び扁額等で本陣を構成するものではないが、本陣の価値を補足する要素である。

1-3-2. 構成要素の抽出

落合宿本陣に係る諸要素を抽出すると下記の表になる。

I. 本質的価値を構成する枢要の諸要素		Ⅱ. 本質的価値と密接に関わる諸要素				
種類	種類 対象名 番号		種類	対象名	番号	
	主屋	1		離れ	20	
7+1、生 +/	主屋北渡り廊下	2	7. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	通用門	21)	
建造物	便所	3	建造物	土蔵	22	
	御門	4		離れ渡り廊下	23	
	石垣	5	構造物	主屋南東隅 石階段	24)	
	腰石垣	6	11722 173	洗い場池石積	25	
	上段造成地形	7		西面袖塀	26	
構造物 地業	下段造成 地形	8	- 15-45	北面竹塀	7	
	東石積	9	工作物	明治天皇御小休 碑	28	
	北石積	10		落合宿本陣の碑	29	
	斜路道・石階段	11)		通用門基壇	30	
工作物	石垣上袖塀	12		御門基壇	31)	
	主屋西側雨落溝	13	遺構	池跡	32)	
	下段石積排水路	14)		礎石列石	33	
	主屋前通路	15		石材集石	34)	
遺構	主屋南土間縁石	16		庭園樹木		
	造成平場 基礎遺構	1		灯篭	35)	
	敷地南境界 礎石列	18	主屋前庭園	庭園内飛石		
	通用門前礎石列	19		景石		
Ш	その他の諸要素	K		築山		
種類	対象名	番号		庭園樹木		
建造物	木造小屋	3)		灯篭		
Æ 1//	主屋南面物入	38	· 坪庭	庭園内飛石	36)	
構造物	CB 塀(解体済)	39	21 NE	景石		
	南西隅樹木	_		手水鉢		
	主屋南池樹木	_		縁台		
10-1	造成平坦地樹木	_				
	斜路樹木	_				
工作物	市川団十郎の碑	40				
設備等	屋外水栓	_				
	排水桝	_				
	埋設管	_				

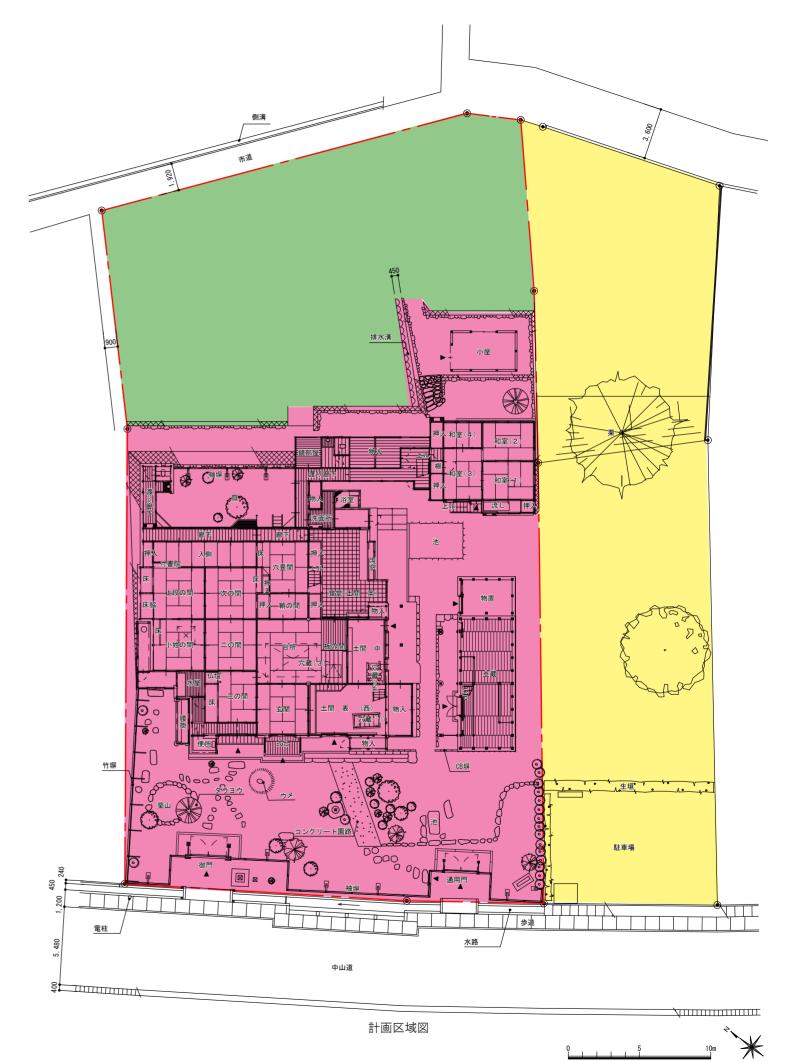


構成要素一覧表

1-4. エリア区分の設定

落合宿本陣敷地境界の南側には、市有地の空地が広がっている。この市有地も本陣敷地地形と同じ段差のある地形となって広がっていることから周辺地域の環境を構成する要素ともなっている。現在、ここに駐車場を設置し、落合宿の説明版や常夜灯の移設などで、本陣活用の一環として使用している。更に、この空間を本陣の保存のための緩衝帯とするだけではなく、より積極的に史跡中山道及び本陣の価値を分かりやすく理解してもらうとともに地域の人に愛され、楽しく憩える空間の創出のために本陣敷地と市有地を一体的な土地とみなしてエリア区分を設定する。そこで本陣敷地内の地形の特質と利用状況の変遷等を鑑み本陣敷地内を二つのエリアに分けるとともに隣地私有地を含めて右図の通り3つの区域に分けた。

凡例	エリアの内容
	地割が残り本陣建造物が同位置で保存されているエリア(補修・改修有)
	地割が残り利用状況に応じて改変されたエリア
	市有地エリア
	史跡地範囲



1-4-1. 部分・部位の基準設定

(1)「部分」の設定と保護の方針

部分は、建造物の屋根や外装(各面)、各部屋を単位とする区分を指す。部分の区分は、文化財的価値、活用方針により以下の3 区分に設定し、それぞれの保護の方針を定める。

部 分	説 明	保護の方針
	文化財として価値を守るために厳密な保存が要求される部分。 主要構造部及び外壁がこれに該当する。	
①保存部分	工安構垣印及の介壁がこれに該当する。 特殊な材料、仕様又は意匠である部分。基準1又は2に該	原則として変更しない
	当する部位によって構成される。	
	建造物の地下遺構	
	特に材質、形状の維持及び保全することが要求される部分。	
②保全部分	改造によって旧状が失われている部分や、活用及び補強等の	 形は残すが、質の変更は可能とする
() 本土即刀	ため改造が不可欠となる部分等を含む。主に基準3又は4に	がは残りが、貝の友をは可能とする
	該当する部位によって構成される。	
	活用または安全性の向上のために改変が許される部分。主	F 011 1
③その他部分	に基準 5 に該当する部位によって構成される。	原則として変更を認める

表:「部分」の設定と保護の方針

(2)「部位」の設定と保護の方針

部位は、一連の部材等(室内の壁面や床面、窓及び窓枠等)を単位として設定する区分で、各部分は各部位により構成される。 部位の区分は、文化財的価値により基準1~5に設定し、それぞれの保護の方針を定める。

外部:屋根及び外壁は、材料の取替等を行う必要がある部位のため基準2とする。

内部:原則として構造材については基準1とする。

床・壁・天井面は定期的に点検を行い、痛みが生じている場合はできるだけ現状部材に配慮しながら補修を行う必要があり、 基準2とする。建具は基準1とする。

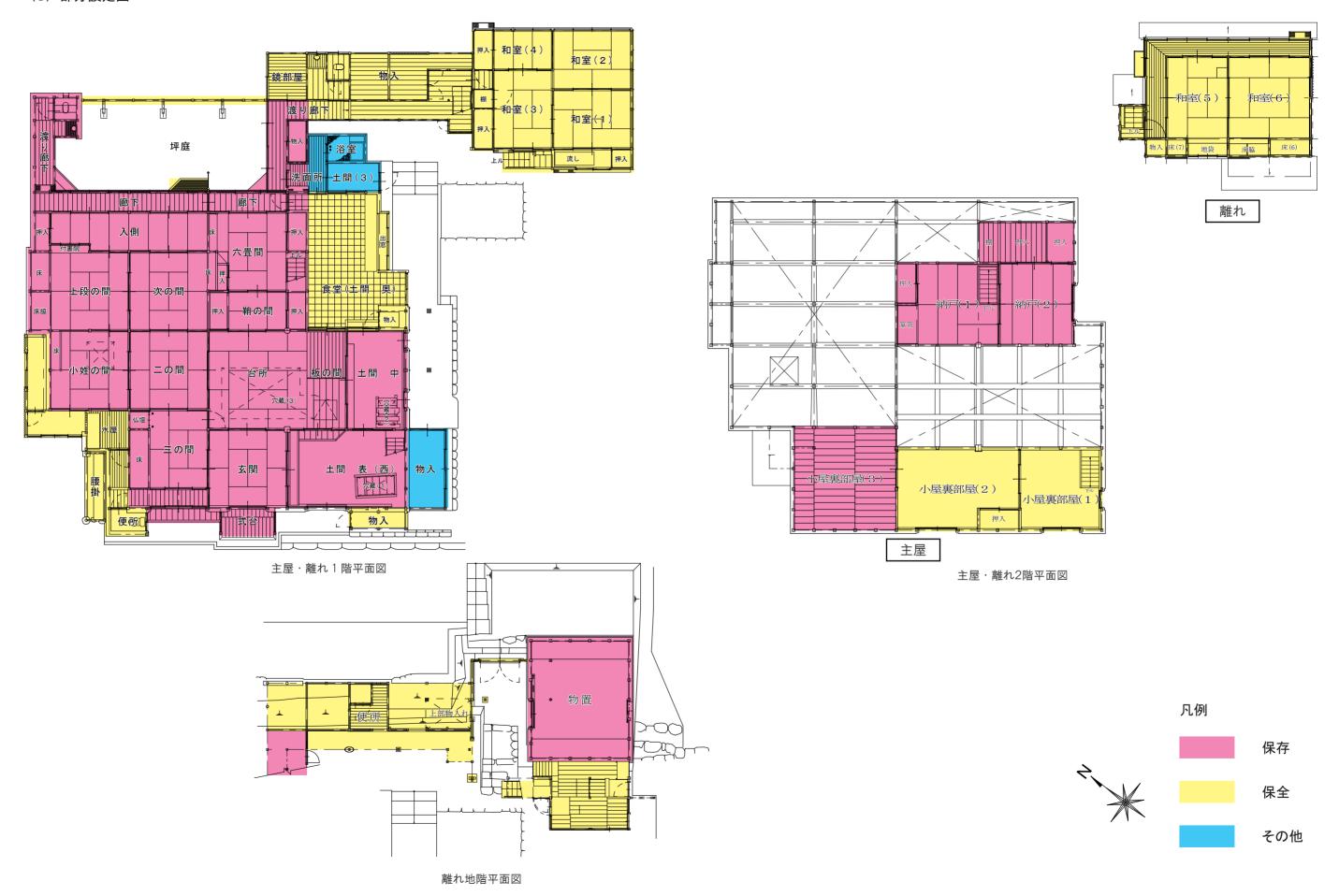
部 位	説明	保護の方針			
基準1	当初材、もしくはそれに類するもの	材料自体の保存を行う			
基準2	当初材、もしくはそれに類するもの。ただし消耗品(保護部材)で定期的な材料の取替等を行う補修が必要なもの	材料の形状・材質・仕上げ・色彩 の保存を行う			
基準3	中古材であるが、基準 1,及び 2 と調和し、一体的に保存を 図る必要があるもの	主たる形状及び色彩を保存する部位 活用または補強等のため変更が必要 な部位			
基準4	中古材で活用整備のために設置されたもの、旧来の仕様が 失われて更新されたもの	修理・改造等の変更に伴って形状・ 色彩等意匠上の配慮を必要とする部位 活用または補強等のため変更が必要 な部位			
基準5	文化財でないもの(近年に取り替えられたもの、設備機器など)	所有者の自由裁量にゆだねられる部 位			

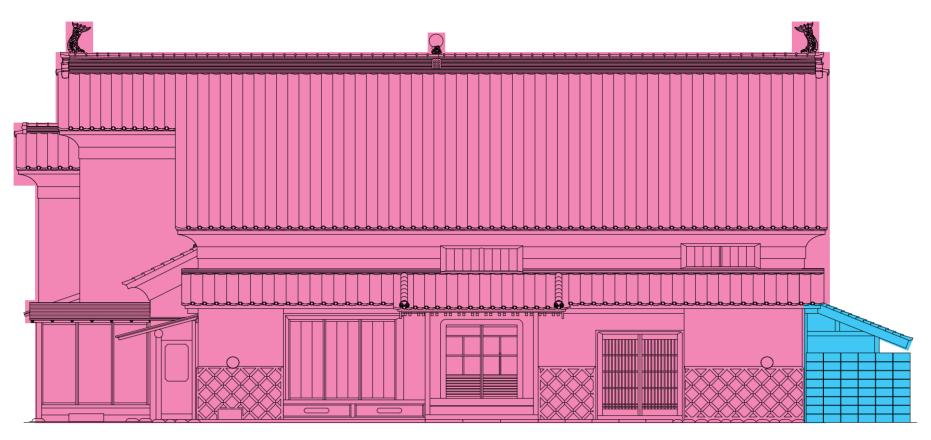
表:「部位」の設定と保護の方針

部分	建具等	建材			
部 位	障子、襖、板戸、畳、手摺、錺金物等 	柱、梁、板材、瓦			
基準1	明治 15 年の家相図作成以前に用いられたもの。使用されて				
原形のまま修復して	いた場所が特定でき、そのまま又は一部修理して使用可能な	_			
使用するもの	もの				
基準2	│ 中古材であるが、基準 1.及び 2 と調和し、一体的に保存を	形質や形状において特に価値を有す			
再使用はしないが、歴史的資料	図る必要があるもの	るもの(墨書のある材など)			
としてとして保存する	 	るもの(参書のある材なと)			
基準3					
現状を変更して転用するもの	上記以外で修理等の材料として転用できるもの				

表:保存建築物等における建具・建材の取扱い基準

(3)部分設定図

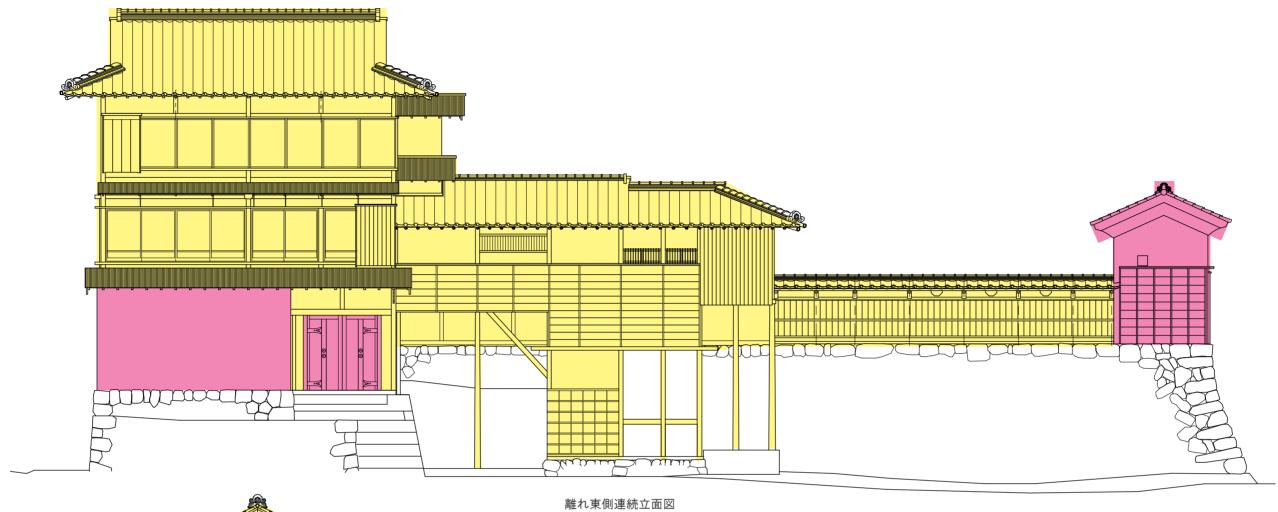


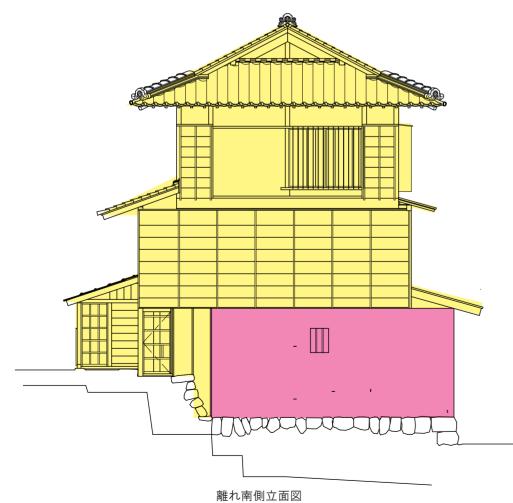


主屋西側立面図

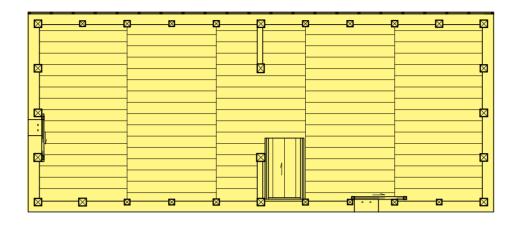


主屋南側立面図

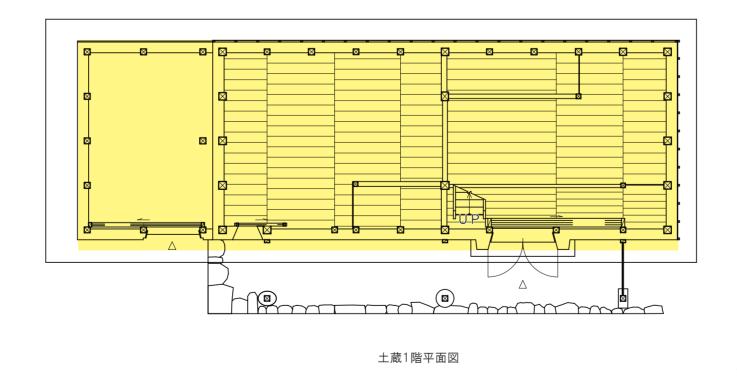


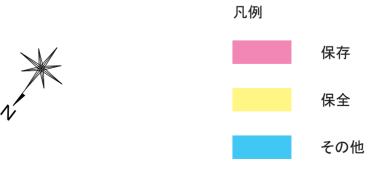


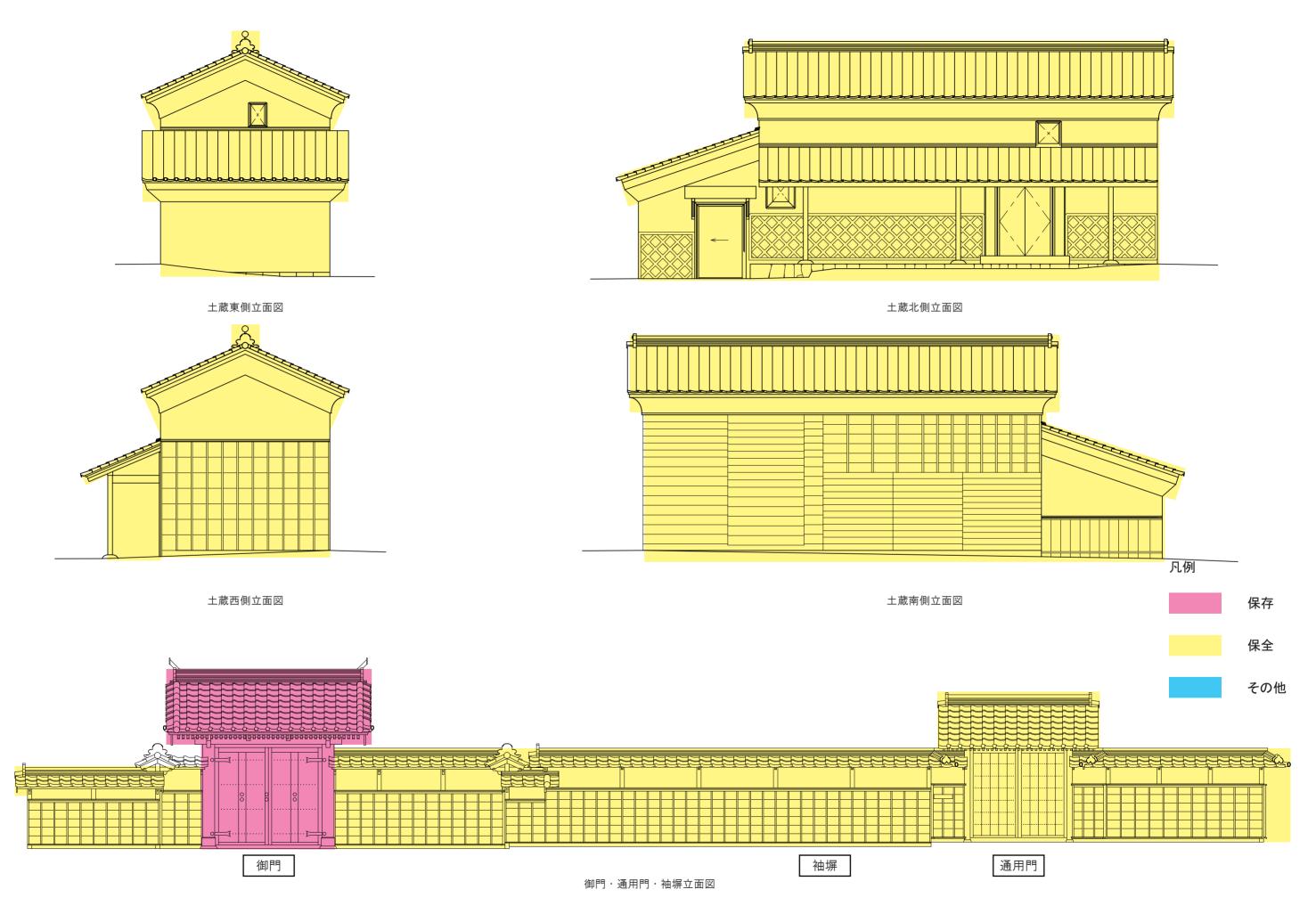




土蔵2階平面図





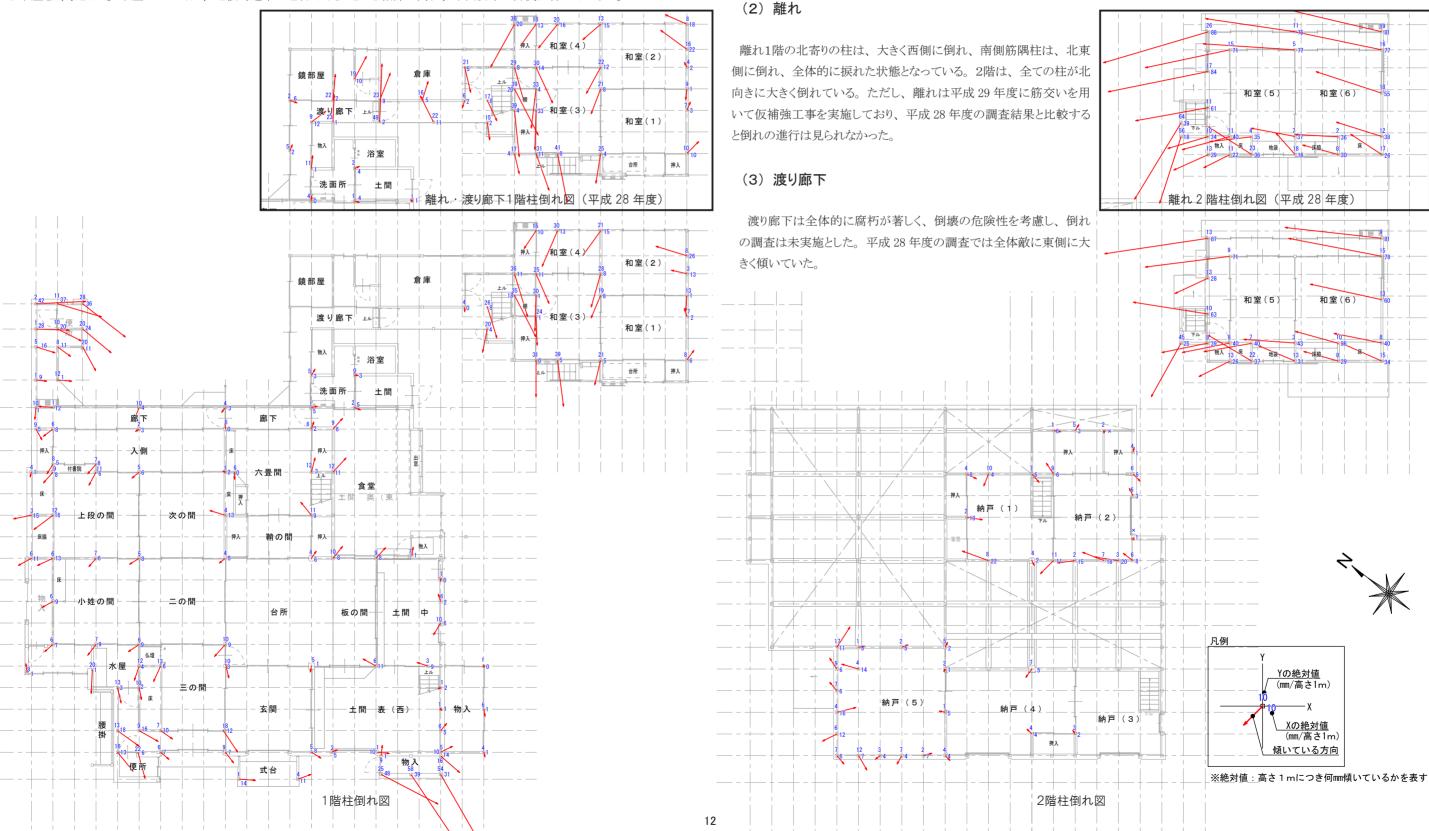


2. 破損調査

2-1. 破損調査概要

史跡地を構成する建造物の破損調査を行った。破損調査では、軸部の倒れ、柱の不同沈下を計測機器で計測した。その他は、目視、 一部打音によって行った。

土蔵は、1階に家財道具や生活用具等が部屋中にあるため、柱の不同沈下の測定は2階のみ行った。また離れについては、地階の 土蔵部分についても、内壁際に農機具等が多くあり、計測不能であった。また、離れの1階、2階では雨漏りによる部材等の腐朽が進み倒壊の危険性を考慮して、出来得る範囲で計測を行った。破損調査の対象建造物は、主屋、土蔵、渡り廊下、離れ、門、袖塀及び小屋を対象とした。小屋については、比較的近年に建物であることから軸部の倒れ、不同沈下の計測は行っていない。



2-2. 柱の倒れ

主屋1階は、「上段の間」から「小姓の間」にかけては、北西側に倒れ、「三の間」の北側は、南西側に引っ張られている。便所棟も同じく南西方向に倒れているが、それ以外のところでは、目立った傾きは生じていない。例外に正面入口南側にある「物入」の柱3

本が大きく南西方向に傾いている。2階は、納戸(1)、(2)の西寄りの柱が北向きに倒れているほかは、大きな倒れはない。納戸(3)、(4)については、大きな倒れはないが、納戸(5)では北側筋の柱が北向きに西側筋の柱が、西側に倒れている傾向となっている。

(1) 主屋

(4) 土蔵

1階は、南側に大きく傾いている。南柱筋は、計測できなかったが、同じように南に傾いていると思われる。前庇独立柱は、東側の柱 が北西に、後の2本が南東に傾いており、捩れた状態であることが分かる。2階は、1階と同じ傾き方向で大きく傾いていることが分かる。 この傾きが 1/30 を超える状況になっている。

(5) 御門

顕著な倒れはないが、時計回りに少し捩じれている状態である。

(6) 通用門

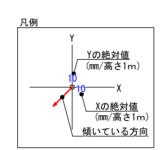
目立った倒れは無い。

(7) 西側袖塀

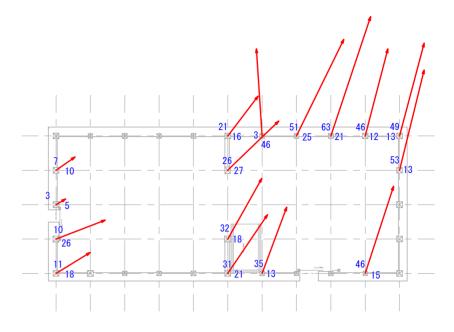
全体的な傾向として道路側に倒れている。特に御門から通用門の間の袖塀は、他の箇所と比べると大きくなっている。内側の控柱の根 元の腐朽が大きな原因と考えられる。

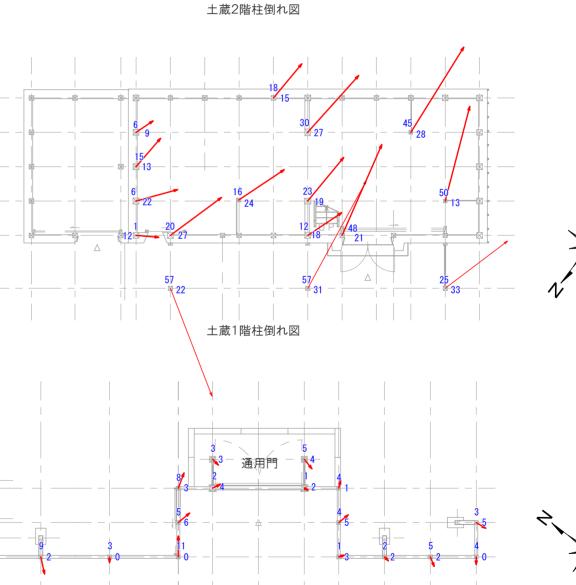
(8) 東側袖塀

裏庭袖塀は、計測できなかったが、西側袖塀と同じく控柱の柱脚が腐朽していることから、外側に傾いていると推定される。



※絶対値:高さ1mにつき何mm傾いているかを表す







門・西側袖塀柱倒れ図

2-3. 柱の不同沈下

(1) 主屋

1階の高さの基準は、柱の傾き等がほとんどない西側の大黒柱を基準とした。数値からどの部屋も柱の沈下量にばらつきがあり、床に不陸が生じていることが分かる。特に食堂北東隅の柱は大きく下がっている。この結果が、柱と鴨居仕口の開きとなっていると思われる。台所の北側2本の柱の沈下が見られ、特に東側の柱の沈下が目立っている。床下を確認すると台所北東隅の柱下の土台が腐朽により押しつぶされており、それが原因となっている。便所は、全体的に南側に大きく下がっていることが分かる。

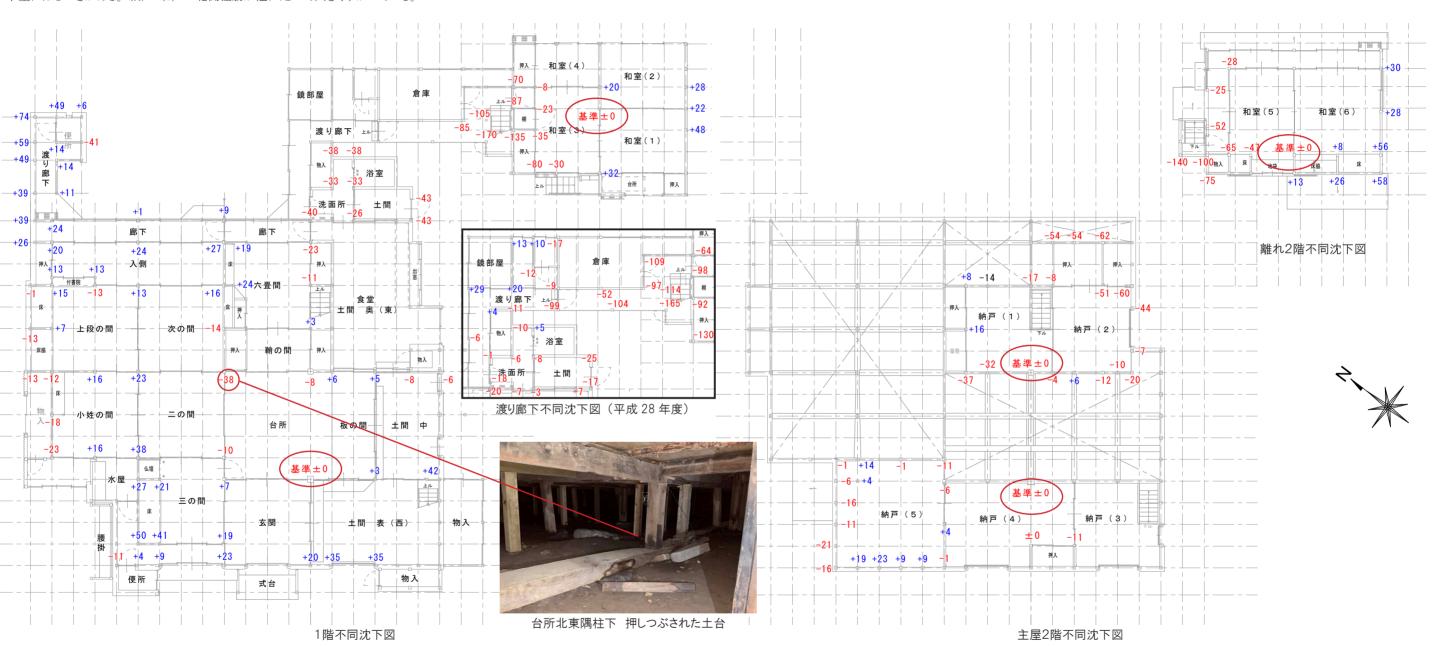
2階納戸(1)では北西隅、(2)では南東隅部が他に比べて大きく下がっている。納戸(3)、(4)は、新建材で改修されているが、沈下量にばらつきがある。納戸(5)の北側柱筋が他に比べて大きく下がっている。

(2)離れ

高さの基準は1階中央の柱とした。1階は、全体的に北側が下がり、北西隅では他よりも更に大きく下がっている。南側は北側ほどでもないが不陸が生じている。 2階は、全体的に北西側が大きく下がっている。

(3)渡り廊下

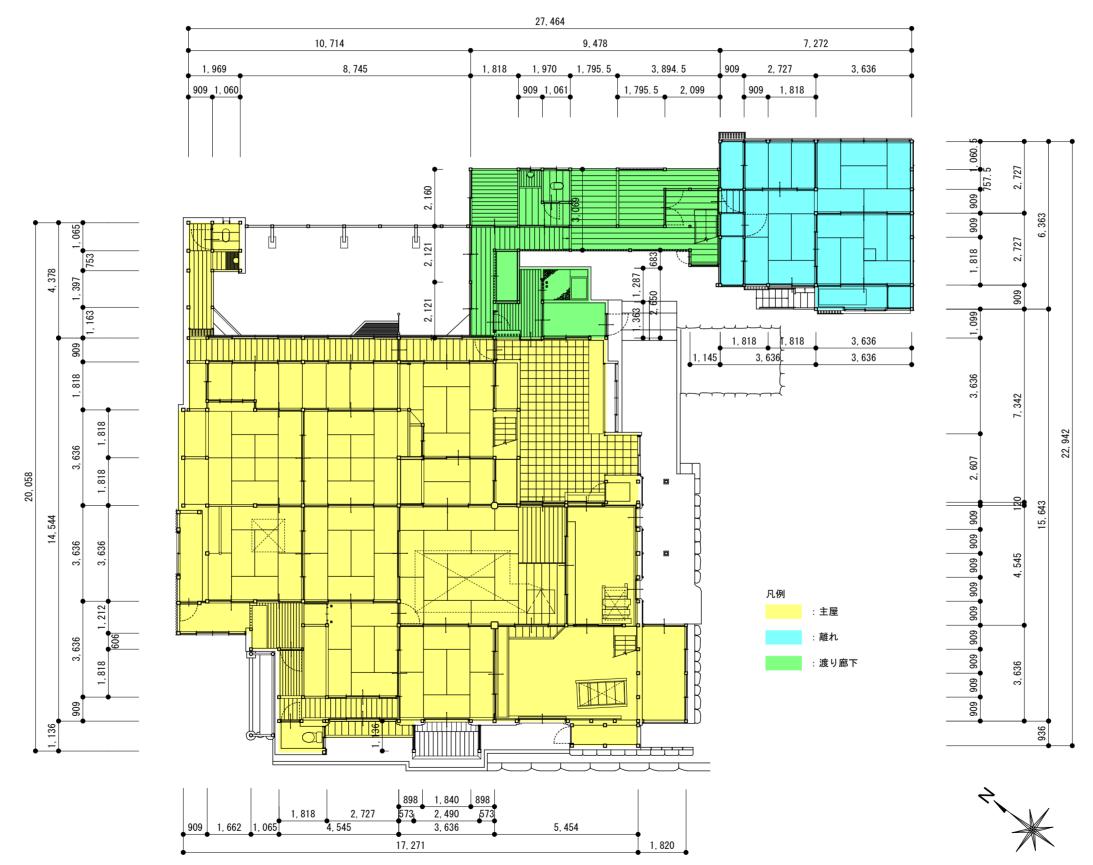
渡り廊下は全体的に腐朽が著しく、倒壊の危険性を考慮し、不同沈下の調査は未実施とした。平成28年度の調査では主屋と同様の 柱を基準とした際に、倉庫北から離れとの接続部にかけて著しく下がっていた。



3. 耐震予備診断 (所有者診断)

3-1. 耐震予備診断概要

耐震予備診断は文化庁作成の「重要文化財(建造物)耐震予備診断実施要領(平成11年4月8日文化財保護部建造物課長裁定) (平成24年6月12日改正)」に則り実施した。建造物は主屋、渡り廊下、離れ、土蔵の4つを対象とした。主屋、渡り廊下、離れのエリア分けは図の通りとした。



3-2. 耐震予備診断書

建造物の名称等

 名称
 史跡中山道 落合宿本陣

 所在地
 岐阜県中津川市落合840-1

所有者等氏名 中津川市役所

所有者等住所 岐阜県中津川市かやの木町 2-1

[目別評価	主屋			離れ			渡り廊下			į į	茛	
》断項目		評点	特記事項	na-1-	評点	特記事項		評点	特記事項		評点	特記事項
1)立地環境に係る事項		HI W	14104-7		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	14104-7		HI W	1340 3-7		HI W	14107-7
	④ I に該当する地域	n		④ I に該当する地域	n		④ I に該当する地域	n		④ I に該当する地域	0	
イ災害歴	①無し	15		①無し	15		①無し	15	+	①無し	15	
	②有り・不詳	F		②有り・不詳	5		②有り・不詳	F .		②有り・不詳	I J	
		20			20			20	1		00	
	①良い			①良い			①良い			①良い	20	
才 造成状況	①切土地•未造成地	20		①切土地·未造成地	20		①切土地·未造成地	20	1	①切土地・未造成地	20	
	③ 急傾斜地に隣接	5		③ 急傾斜地に隣接	5		③ 急傾斜地に隣接	5		③ 急傾斜地に隣接	5	
	計	65		計	65		計	65		計	65	
2)構造特性に係る事項												
A 規模・形状に係る事項												
			45 055 0 °			1F: 43.0m ²						45 40 4 °
- 7	③ 250 ㎡以上	1.0	1F: 255.3m ²	② 100 m ³ 以上		2F:39.2m ²	@100 2± *#		100 2	@400 2± 4#		1F:43.1m ²
7 加有 I	500 ㎡未満	10	2F:90.1 m	250 ㎡未満	20	地階:38.1㎡	①100㎡未満	25	43.8 m ²	①100㎡未満	25	2F: 33.1 m²
			計345.4㎡	200		計:120.3㎡						計76.2㎡
イ 軒高	②3m以上, 6m未満	20	4.863m	③6m以上, 9m未満	10	7.368m	③6m以上, 9m未満	10	6.039m	②3m以上, 6m未満	20	3.931m
ウ 軒高/短辺長	① 0.5 未満	25	0.33	③ 1 以上. 2 未満	10	1.16	③ 1 以上. 2 未満	10	1.97	③ 1 以上. 2 未満	10	1.08
			0.00	<u> </u>	F	1.10	0 1 1 1 1	5	1.87			1.00
	①平面・立面とも整形	25		③立面が不整形	0		③立面が不整形	5		①平面・立面とも整形	25	
	計	80		at .	45		計	50		計	80	1
B 軸部構造に係る事項												
	③外壁に土壁がない面がある	5		③外壁に土壁がない面がある	5		③外壁に土壁がない面がある	5		①四面とも土壁長が1/5 以上	20	
	①内外とも規則正しい	15		①内外とも規則正しい	15		①内外とも規則正しい	15		①内外とも規則正しい	15	
	② 0.01 未満, 0.005 以上	10	0.006	② 0.01 未満, 0.005 以上	10	0.006	② 0.01 未満, 0.005 以上	10	0.006	① 0.01 以上	15	0.016
	③礎石建で各柱が独立	5		①土台建	15		①土台建	15		①土台建	15	
— IT/20 HILLS III II		 		V=12	1.3		<u></u>	1.2		<u> </u>	1.2	貫及び長押は使用し
オ 柱脚部の一体性	②貫又は長押のいずれかを使用	5		②貫又は長押のいずれかを使用	_		②貫又は長押のいずれかを使用	5		①貫及び長押を使う	10	ないが大壁の為、10
7 任M印00 平庄	で 貝 人は 支 押 の に す れ が で 使 用	١		と貝又は支持のいうれがを使用	١		ど貝又は長州のいりれがを使用	١		①貝及び技術を使う	110	
1 TH	@#### ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## #	10		@##43 ## ## <u>*</u> #	10		@##43 ## ## <u>#</u> ##############################	10		◎比土無 沐吟 エ サシ	-	当と判断
	②棹縁·格·鏡天井	10		②棹縁・格・鏡天井	10		②棹縁・格・鏡天井	10		③竹木舞・漆喰・天井なし	5	
キ 礎石の大きさ	③柱周囲にほとんど余裕がない	0		③柱周囲にほとんど余裕がない	0		③柱周囲にほとんど余裕がない	0		③柱周囲にほとんど余裕がない	0	
	計	50		計	60		計	60		計	80	
C 屋根構造に係る事項												
ア 小屋組	②和小屋	20		②和小屋	20		②和小屋	20		②和小屋	20	
イ 屋根野地	②板木舞・不明	10		②板木舞・不明	10		②板木舞・不明	10		②板木舞•不明	10	
	②檜皮葺・こけら葺・	00		②檜皮葺・こけら葺・	00	14T#	②檜皮葺・こけら葺・		44-44	②檜皮葺・こけら葺・	00	14 - 11
	桟瓦葺(葺土なし)	20	桟瓦葺	桟瓦葺(葺土なし)	20	桟瓦葺	桟瓦葺(葺土なし)	20	桟瓦葺		20	桟瓦葺
	② 1.2 以上, 1.4 未満	15	1.3	③ 1.4以上	5	2.0	② 1.2 以上, 1.4 未満	15	1.3	③ 1.4以上	5	1.5
	計	65	1.0	計	55	2.0	計	65	1	<u> </u>	55	1.0
3)保存状況に係る事項	RI .	100		RI	100		PI .	100	1	R 	100	
	③著しい	-		③著しい	-		③著しい	-		③著しい	-	
		15			0			10	+		3	
	②一部被害	15		③過半被害	-		③過半被害	0		②一部被害	15	
	②変形がある	15		③変形が著しい	5		③変形が著しい	5		②変形がある	15	
	②根本修理後100年以上,	15		②根本修理後100年以上,	15		②根本修理後100年以上,	15		②根本修理後100 年以上,	15	
	200 年未満	1		200 年未満			200 年未満			200 年未満		
	하	50		11	25		11	25		計	50	
判定	ウ. 重要文化財(建造物)の根本的	な修理(補強を含む)	ウ. 重要文化財(建造物)の根本的	な修理(補強を含む). 又	ウ. 重要文化財(建造物)の根本的	な修理	(補強を含			
							む), 又は使用方法の見直しが必要			ウ. 重要文化財(建造物)の根本的		
	に耐震基礎診断を実施する必要が									方法の見直しが必要となる可能性は		
	事項のうち、いずれか1以上の事項が60点未満の場合を		耐震基礎診断を実施する必要がある(構造特性に係る事項のまた。) ずれかれば トの東頂が60 ちまぎの場合を見事し			特性に係る事項のうち、いずれか1以上の事項が60点		ヒ 夫肔9る必安かめる(愽垣特性に徐る争垻のづら, い9れか!)				
	事項のうら、いりれが「以上の事項 目安とする。)。	71.00 H	不削い物口で	のつら、いりれか「以上の事項が60 する。)。	从 不两	い物ロで日女と	未満の場合を目安とする。)。	以工の	尹頃が00 点	事項が60 点未満の場合を目安とす	する。)。	
66-TE	日女とりつ。)。		1	9 る 。)。	_	1	木綱の場合を日女と9つ。)。	1				1
管理										-		1
A 管理体制												
ア 常駐管理者	無し			無し			無し			無し	1	
	有り			有り			有り			有り		
ウ 連絡体制の整備	有り			有り			有り			有り		
B 活用状況										<u> </u>	1	
	公開			その他			その他			収納	1	1
	時々、昼間のみ			無し			無し			無し	1	†
	不特定の人、少数			関係者のみ、少数			関係者のみ、少数			関係者のみ、少数	+	+
					+			-	_		+	+
	滞留型			滞留型			滞留型			滞留型	1	
				6			÷0			1		
	<u>容易</u> 一部			容易 全面			容易 全面			容易 全面		

4. 設備簡易調査

4-1. 史跡地内排水

史跡地内排水経路を調査し、プロット図を作成した。雨水排水経路は主に主屋の北側と南側の2系統であり、南側は渡り廊下の下を通 り、東側の排水溝へ接続していた。この経路は現在は枯れている主屋南の池を経由しており、雨水を池に貯め、流量を調整する意図が 見受けられたが、現状は埋設菅が詰まっているため機能していないことが雨天時の調査で判明した。また、通用門北の桝は東西方向に 管が接続されており、庭園にある池へ中山道の水路から水を引き込める仕様と考えられるが、発掘調査での確認が必要である。東側の 下段造成地排水溝の流末は現在不明であり、発掘調査にて確認が必要となる。各々の位置関係を鑑みると東側市道の側溝へ接続して いると考えられる。北側は主屋床下を通り、坪庭を経由して石垣から突き出た塩ビ菅から垂れ流しとなっている。雨水排水は史跡の面積 や建造物の屋根面積を考えると暗渠管や樋の径、桝の大きさが必要な寸法を備えているとは考えにくいため、排水経路を含めて史跡全 体の排水計画が必要である。

汚水排水は北西便所の西側に深さ約 1.6m の桝が設置されており、 ヒアリング調査ではその桝から汲み取りを行っていたことが判明した。 また、御門北側と史跡地南西隅には桝が設置されており、中津川市 下水道課より提供頂いた図面によると中山道に設置された公設桝へ 接続している。これらの桝は史跡地内のどこと接続されているか現状 不明であり、こちらも雨水排水と同様に発掘調査による確認が必要で ある。



石垣を貫通する塩ビ管



石垣面に下ろされた塩ビ竪管と横引管



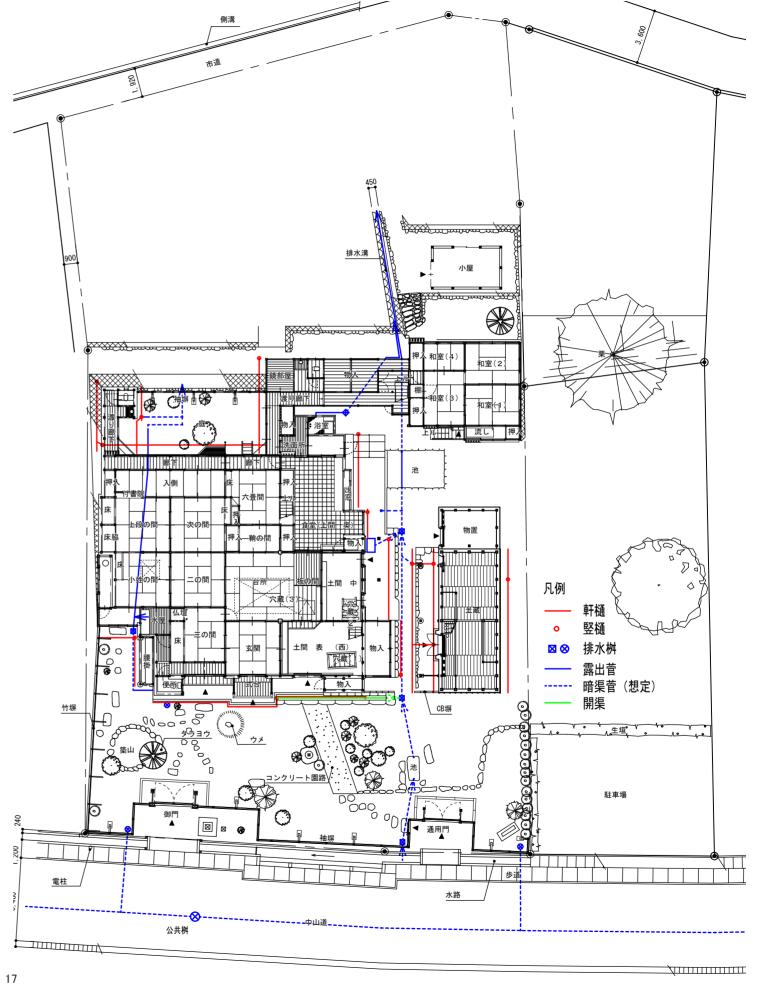
石垣上部に埋設された塩ビ管

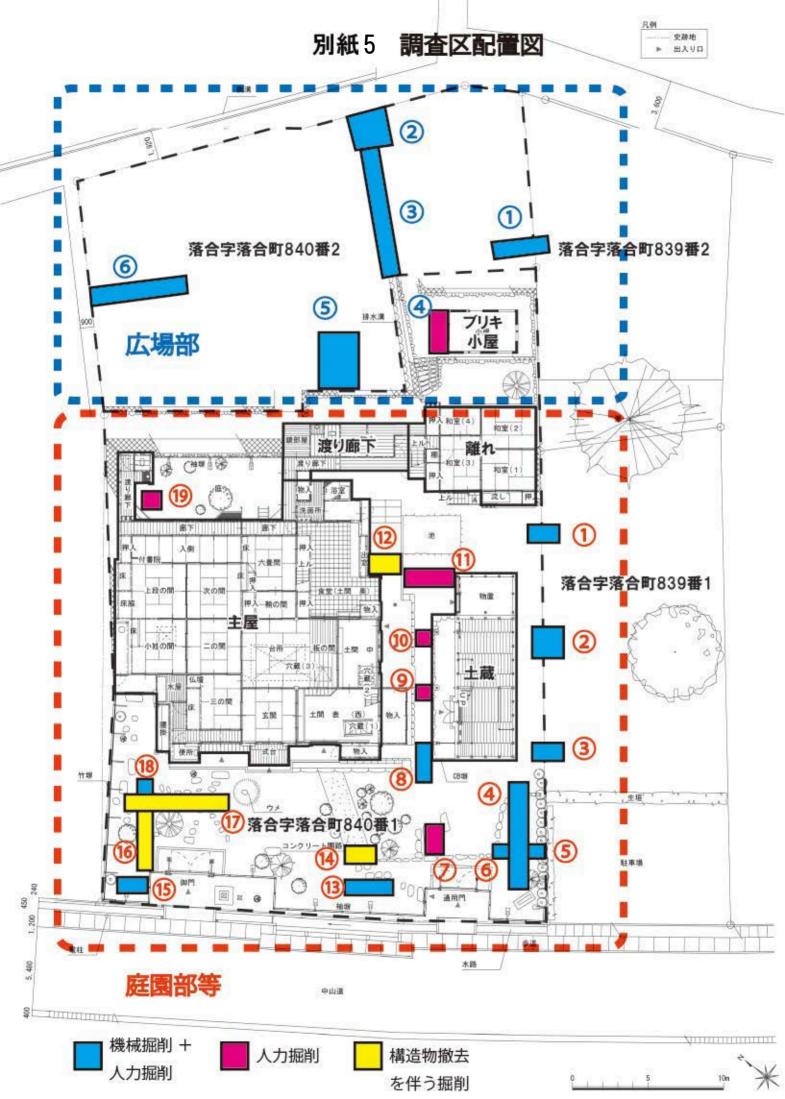


排水溝への接続



床下配管(小姓の間床下)





広場部	短辺	長辺	面積	調査内容
1	1	4	4	土蔵遺構調査・区画遺構調査
2	3	3	9	裏門遺構調査・水路遺構調査
3	1	8	8	表门思悟问且:小斑思悟问且
4	1	3	3 土蔵遺構調査	
(5)	2	4	8	池遺構調査
6	1	6	6	土蔵遺構・区画遺構調査
合計			38	

庭園部等	短辺	長辺	面積	調査内容
1	1	2	2	
2	2	2	4	区画遺構調査・整地層調査
3	1	2	2	
4	1	7	7	
(5)	1	1	1	土蔵遺構・石列調査
6	1	1	1	
7	1	2	2	池遺構調査
8	1	3	3	
9	1	1	1	水路遺構・整地層調査
10	1	1	1	
11)	1	3	3	厨屋遺構・水路遺構・整地層調査
12	1.5	2	3	井戸遺構調査
13)	1	3	3	玉石舗装調査(御門の元位置特定) - エーロー
14)	1	2	2	工作研究例且(四门977亿世色特定)
15)	1	2	2	問屋場遺構調査
16	1	4	4	
17)	1	7	7	隠居所遺構・池遺構調査
(18)	1	1	1	
19	1	1	1	整地層調査(タタキ層有無の確認含む)
合計			50	

[※]上にあげた遺構調査とともに、該当地点の地中埋設物についても調査・記録する。

その他、遺跡の内容が分かる写真等の記録類写真



広場部①(北西から撮影) 土蔵遺構調査・区画遺構調査



広場部2~3 (西から撮影) 裏門遺構調査・水路遺構調査



広場部④(北東から撮影) 土蔵遺構調査



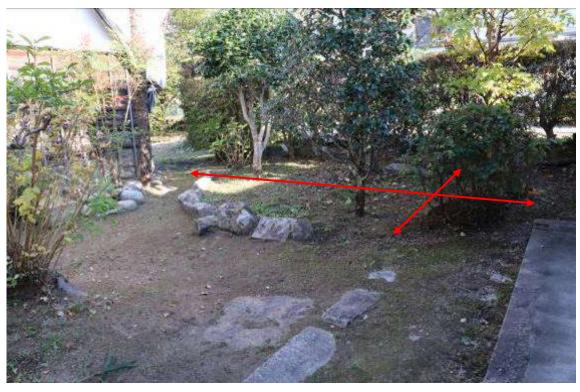
広場部⑤(北から撮影) 池遺構調査



広場部⑥(北西から撮影) 土蔵遺構調査・区画遺構調査



庭園部等①~③(南東から撮影) 区画遺構調査・整地層調査



庭園部等4~⑥ (西から撮影) 土蔵遺構調査・石列調査



庭園部等⑦(南西から撮影) 池遺構調査



庭園部等⑧~⑩(北東から撮影) 水路遺構調査・整地層調査



庭園部等⑪(西から撮影) 厨屋遺構調査・水路遺構調査・整地層調査



庭園部等⑫(北東から撮影) 井戸及び浸ビ場遺構調査 (コンクリート下)



庭園部等③(南から撮影) 玉石舗装遺構調査



庭園部等⑭(南東から撮影) 玉石舗装(コンクリート舗装下)遺構調査



庭園部等⑮(北東から撮影) 問屋場遺構調査



庭園部等⑯~⑱(南東から撮影) 隠居所遺構調査・池遺構調査



庭園部等®(南西から撮影) 整地層調査(タタキ層有無の確認含む) ※明治 15 年 (1882) の家相方位図では土間として、 明治 19 年 (1886) の絵図では庭として表現され ている。

年以 あ

戸 中のつ \mathcal{O} てき: は東海道の方が短距離であったが 一十疋であるが、信濃国佐久郡内四十疋であるが、信濃国佐久郡内四十疋であるが、信濃国佐久郡内四日 が出来た。 とある。 享保元 六) 通るのに幕府 る。ほぼの 確 での 法令 定 术 L 7 曽 · で 東

京都三条大橋迄の六七宿、六組むことが出来た。 とあるア・京都間は東海道の方が短 に に 宿 大は 河川出 が五 少人

、 L 信となる。歩行では十六日程度かかった。江戸から東海道とは東海道、一十五疋であった。江戸・京都間は東海道二十五疋である。江戸の板橋宿から終点の守山宿治である。江戸から東海道とが出来た。江戸から東海道とも言いた。江戸・京都間は東海道路」とも言い 宿迄が六七宿で、東海道と重の六七宿、六九次で全長は約 量なる草津一三五里 ર્જે ・大津 を加芸士 え km て

中津川宿は江戸へ八十五里十二町に成立した。四十三番が馬籠宿、四中山道は慶長七年(一六〇二)に徳川家康が定めた五街道とは東海六九宿となる。歩行では十六日程度 町八間であり、落合宿へは一里、大井宿へは二里半四十四番が落合宿、四十五番が中津川宿である。に伝馬を出す宿場に朱印状が出されており、その時、海道、中山道、日光道中、奥州道中、甲州道中であり度かかる。新幹線では約二時間である。 が、その時に元道中である。 正 式

にあ った。 \mathcal{O}

で三疋迄と郡ごとに異なっており、山陽・南海両道では全式があてられ、伝使の逓送に従事した。延喜式によると各郡、充てられた。運営のために設定された伝戸の中から郡別一、充てられた。運営のために設定された伝戸の中から郡別一、た馬である。古代には不急の公使、国司赴任、罪人の逓送、史辞典』・岩波書店・平成十一年十月二六日発行による。) は全廃され 一人の伝 が一人の伝 が一人の伝

に拡戦を京都 領国に伝馬役を課し伝馬を常備したが、 を例が多室町幕府 いはそ \mathcal{O} 制 度を継

を継 承 て全国 大 た。

∅の人足を含め、 ≒戸時代の伝馬は ≒戸幕府はそれを 人馬 用 も言った。 2者や物資を宿 継で送る 宿場 \hat{O} 馬を指すが 広 義 に は

こに 東海道の各宿に三十六疋の で常備させた。 伝馬 の常備を義務付 け 컢

一の各宿は、 明和元年(一七六四)~同二年、やがて宿近郷の村々へ助郷と人・二十五疋の常備人馬を命じの各宿は、東海道百人・百疋での 叩じられた。 • 五十 で

を含め、助郷が出した。 一次の主要街道へは、明和二年以降に中山道以下の主要街道へは 一次では、事所の新規助歌すがでは、幕府の新規助歌すでは、幕府の新規助歌するでは、 一次三八)以降の各 一次三八)以降の各 一次三八)以降の各 一次では、事所の新規助歌するでは、幕府の新規助歌が出した。 一次では、幕府の新規助歌するでは、幕府の新規助歌する。 0 て押 押しかけた。幕府は動とも言われ、参加幕府の新規助郷は 参加人は二十1分村設定(増まれた) 東郡代手代を桶川宮は二十万人とも言れた(増助郷差村=新明和元年(一七六四 宿に われる。一覧 派る。 して「増助郷の全石が投の負担大)に日郷役の負担大)に日本にかけて、武芸工年にかけて、武芸工年にかけて、武芸工年にかけて、武芸工年にかけて、武芸工 増助郷の全面撤L 江戸出訴を目指-負担大)に反対-気担大、武蔵国-回」を告げて中山洋 げ道 辺

ま 、そのい 争 (百) 所を 0 が、複数の場合は月の内で輪番で勤めた。問屋の問屋場と称し、問屋会所、人馬会所などとも称し宿駅で人馬継ぎ立てや御用旅宿などの業務に当た 駅で人 った。 た。場合は た。る

1

升の 入宿 آغ ق され 戸 道 0 問 Ø) 本直 陣 轄 や領 (脇 せら 本 陣れた 門の費用に にの 元てられ る。 た。 村宿 高場百入 石用 に・

絵上 年七月七日の -郷迄新たにた。 文武天皇 に官道 版と信濃 條に に官道を開いた。※室の大宝二年十二日 との交通 は郡 月 後十 [道神 日 年を経 0 坂 (越を) 経道 嶮岨往 て行 困難 国 吉蘇 連 山道 した。 とある 初に至り 同書 元 光明天皇 始蘇五 の和銅の路が開発 路日 六 郡 通

って上がる。 て縣坂上 「できり剣ケ峯を越えるより容易で、上岑を越え、寄合渡にて飛驒国府より信がる。落合から馬籠への坂道を行く。吉の吉蘇谷は美濃国でも、) 天濃国であ 「美濃信濃I のった。通路に三国之境、 。吉蘇 信濃 国府 本 完松本に通じ小曽谷南部 駅よ り い通路であった。通じる野麦道と合流 今の中山道のように仍通吉蘇路」とある 小吉蘇 (木曽谷 ように 北部) ľ た。 曽川 を経浴

官道とした。 写道とした。(「延喜式」) 壊しても修復が困難であった。 松本に近い通路であった。 そこ で

下馬二百束である 11 ・美しく、道路が崩壊 しくある。駅は東山道の官 しくある。駅は東山道。 である。駅は東山道。 である。 伝馬 は必ず「駅鈴・伝符」を賜った。の二駅で馬四十匹となっていた。山道八国八十六駅で、美濃国は十 じた 上馬稲三百五 立十東(春駅鈴は駅 伝馬は沿-駅・馬八

が の繁閑を見て、疋間のに米二升・塩二点 塩二勺 で から八いは各五いは各五い 束とした。 である。 \mathcal{O} 餇 秣 は 玉 司

の二駅(大道の二駅(大道の二駅)の一 井両 宿駅 本十 五東 不とした

と信 团 \mathcal{O} 駅子 $\widehat{\mathbb{I}}$ は

てのは仲 白鳥河原に陣をよけるいう。娘は巴で行という。娘は巴で行という。娘は巴で行という。娘は巴で行という。娘は巴で行という。 でとる。」とある。」とある。との、今愛宕神な こである。このである。 共女にが 社を祀る。仕をいある。伯をい る。光 • 望月 太郎 付近に た。 樋 П 五次 先小郎郎 兼兼 と 姓 し洞行光

警護をさせた。 (三)鎌倉、 「下曽路」は領土 「下曽路」は、「下野・「下曽路」は、「下曽路」は、「下曽路」は、「下曽路」は、「下曽路」は、「下曽路」は、「下曽路」は、「下曽路」は、「下曽路」は、「下曽路」は、「下曽路」は、「下曽路」は、「下曽路 社で諏訪に出てこの時代、T 倉 馳せる者を飛脚 いた。又沿道諸国の宍柯駅を増置し、駅長に舟び重要となった。建 判っても同様であった。 田の北麓を過ぎ、相模に到地り、御坂越により信州に飛脚と称した。戦国時代に した。戦国時代になり、駅制は崩壊し諸国の守護に命じて夜行番衆を置き、、駅長に伝馬及び御物送夫を掌握させった。建久四年春、源頼朝は鎌倉京都 7月に通じた。 7月に通じた。 7月に通じた。 7月に乗り、駅間 ۲ れは のよ 点京都間 り伊 御 坂越路を 旅 $^{\circ}$ \mathcal{O} 路 人 越 をを 0 駅 路

寛 頃迄 は頼 越を する者 者もいたが、後ほとんど廃れた。東濃へ侵攻した時、馬籠峠の道を改修し路」は領主木曽氏により補修改鑿が行わ時代に到っても同様であった。 - 志月、宿、5 はとんど廃れな時、馬籠峠の2 L わ てれ 通天路正 当とした。 二年春、 木

倉街 道 \mathcal{O} 次 中 八津は御 太田 御岳 井尻、 小である。 日 吉、 半原、 釜戸、 大井

+ 日 進め 豊臣秀吉 ケ ケ は舟 伏沢、 \mathcal{O} 合流知 見 次攻略に手間で れが始まった が城にて死去し 御坂、園原で した。た。 いった。 した。 路の人 徳川同 秀忠の 々落 は戦乱の鬼の軍の鬼の軍 戦軍徳 行いは川 に参加 八月二十 家 康 は 豊臣 で 山九 日中へ逃亡してきなかっ 应 日 秀 か宇頼 都宮 方を

され に貢 (献した。 上し 城主 エ田丸直昌をは九親は小里城が の民を帰宅 は小里城を回れた。こうして故る 直昌を追 放 復 地苗、 た。 Ĺ し、妻木家頼は土岐郡の旧領苗木城を回復した。また遠山福秣(米・大豆)馬沓等を 羽氏 信と妻木家頼 「「家頼、木曽山村」 「また遠山利景は「 また遠山利景は「 は、旧次 後した。 友政は、 とに領明知を安堵 次いで大井宿に

元 和郷高帳」 · 四年、 には恵那 郡 は那 「内総高で三万三千三百四十三石九斗四升、大久保石見守長安に美濃国の検地(石見s語史』) 検地 、とある わ せ

升六合、外に給人 田将監等の 私新 |内の税制を一律四割(四ツ概=||新田分が千二百余石である。|||美濃国郷帳」では恵那郡七十八 は三万四千三百十石二斗

尾張藩は正保二年領内の なら

元 高 八百七十三石 二斗七升 (太閤検)

加 中 軍 下 津 村 村 元元 九高千百八十九二九高千三百三十四 T九石五升 二十四石六斗三升 (太閤検)

落合村 元 高四百 (太閤検) 六八・〇一一石で、畑方は一一二概高六百五十四石八斗一升概高五百九十石四斗七升四合概高千三百六石七斗六升二合概高六百七十石九斗四升

九 九九石であった。 落合村は元高四百二 八八 十石石 四四斗斗 二 二 升 升 のうち、 ち、田方は三六は(太閤検)

江九 戸 時代の交通であった。 • 0 V

かった。 を整備した。 を整備した。 を整備した。 。徳川幕府は五街道豊臣秀吉は天下を統 あり、防衛上のため、大川の橋、道した。旅人宿泊の法、助郷制、人馬した。交通路としての道路を整備し川幕府は五街道を定め、支街道とし 七年二月二十四日、中山道御嵩駅を落にても同様であった。めり、防衛上のため、大川の橋、 一して、 路を整備し、里程を正し、宿駅を置き地子を免除支街道として北国路、中国路、長州路、伊勢路、諸国を検地した。一里を三十六町に定め、一里毎 、道路の改修、嶮岨路の改善等の事業は極力人馬の賃銭等を定めた。これらの施策は幕府備し、里程を正し、宿駅を置き地子を免除し 水 、金穀等が戸街道等 実の 施した統治 なの

ち殺すこと、逃がした場合慶長七年二月二十四日、 た場合は注進すること、匹日、中山道御嵩駅に 朱印 無く 駅伝を動 か す 者 には

宣四で 一匹郎 \mathcal{O} 切

らせ とし た。 た。

ではできた。 「は複木を植えた。恵那郡内では六ヶ所で、落合の与坂、駒場の坂上、千旦林の三ツ塚、 所謂「一里塚」である。また街道の両側には松を植えさせ、各一里毎に塚を作らせた。 原長九年二月、初めて官道の駄賃を定め一里十六文とした。私道は適宜の増賃銭とした。 である。また街道の両側には松を植えさせ、各一里毎に塚を作らせた。 原長九年二月、初めて官道の駄賃を定め一里十六文とした。私道は適宜の増賃銭とした。 である。また街道の両側には松を植えさせ、各一里毎に塚を作らせた。 原年六月二日、幕府は中山道諸駅へ命令した。則、宿々において荷物は至急継立てること。と。と、逃がした場合は注進すること、とした。 りますこと、逃がした場合は注進すること、とした。 ・・・コーニは「美濃国宿駅助郷」の制の関所で、尾張藩代官山村甚兵衛が所管しヶ所のみである。(杉村は昭和三十年頃、井の関戸、中野の槙ヶ根、藤の深萱であるには榎木を植えた 『ヨヲァー 管した。 、。」 」を命じた。東山道にては木曽福皇有した一里塚を見たことがある。) の三ツ 木曽福島 塚、大塚の上

多くなった Þ ったからである。次いで、元七年には「美濃国宿駅助郷」 担が多くなり、たからである。 々より愁訴が で、元禄七年、 禄七年、改正した。各宿駅所属の制度を定めた。人馬数が不足 増えた。 į 0 助 鄉通 村行 を 輸 定 送に支障 た

屋 は本陣及び脇本陣が置か負担が多くなり、村々よ (年五両)を与えた。問屋は地(免税)とし、且つ御救金陣が置かれ、大名の宿泊に充 あった。 本陣と並ん てた。 張藩 又問屋 ねるは 場合が 元禄 七 0 で大名で大名 の荷物 年三十 通常宿 両

のよう 0

足荷物之次第

馬并駄賃之荷 貫 目 約約約 百 五. + kg

5 荷 五. 貫目 + 十八 二 kg

巻三十 kg

;重さ正 目 人人は 持百 軽・五 は 人数を減じる

次次 足六

山乗 印物 すべ

- 道 大 五. 中 人 7 たとひ 之)馬残らず出れたに追通すべれ 国持 大名く あっては牢 からざる事 からざる事 からざる事 た りといふとも其家中共すべからざる事 人二十五 疋 に 限る 東海道 には し江戸、古一日に五十 京十
- 御伝 馬駄賃之荷 其町の人人馬共 いては牢舎せしめ、其さべなき様に相はからふべらず出すべし。若駄賃買 Þ 所 Þ ょ り 雇 い
- 正徳元年(一七一右條々可相守之、 馬 住景之脈、……(銭=穴あき銭)五貫文つつ、人(銭=穴あき銭)五貫文つつ、人馬之賃御定之外増銭をとるにおい馬之賃御定とり増しるとも荷物遅々 (銭=穴あき 若於相 不尽之儀 五月 背 を申か は 大馬役之。 一駄荷は四十貫目である。強 一駄荷は四十貫目である。強 一駄荷は四十貫目である。強 一駅では四十貫目である。強 がけ、又は往還之。 一駅では四十貫目である。強 可為 日 い々 1対し非分之事ある、 料より百文つつ出すべ 其之町之問屋年寄過 ふべき事 べ過 き事 料 からざる とし て鳥

に 、駄賃并 人足賃銭 之 定、 び後

上下 5柴薪代 六文、 此当の初外 海 八文、馬十文、下際宗薪代と共に銭十立はじめは道中宿銭は一割増、中山 貫目で合計四十貫目とした。の外に山川には増銭を加えた初「駄賃の定」はなかったが \mathcal{O} 別なく 、一人銭 践七百文、午飯銭三百文/下僕六文となった。寛文五年十文となった。寛文五年段は一人六文、主と馬は-甲山道は二割増とした。第 (目とした。米一石も四十銭を加えた。 一駄荷は四 | 銭三百文| | 寛文五年 で末 あ期 一六六五) めつた。
別慶応年度には東海道の方面)十月、中山の方面)十月、中山の河流の 後に 駄賃 治 け上 道 1道各駅(一年(一日 は平均六倍半となった。(は延宝三年(一六七五) は両 荷 三年 (一六・一十二貫目、1 の六 共に対土 旅籠 C Ī しは 乗 は、人主人 宿賃

豆

目と積むことがである。手荷物であります。 1 常には 文、軽尻一匹三十六文である。常には馬頭をした。初めは賃銭落合宿 公儀判形制札立つ。中山道三駅(『恵那郡史』) できた。 物は 五 貫目迄」とした 下り 文である。 』=樋口好古著)へ(信州馬籠へ一里半」とした駄馬、本男 , <u>、</u>。, 賃銭上り 軽尻馬とは中津川へ伝 前へ 里半) は 積 ŧ $\sim \mathcal{O}$ また同 T 荷を 貫目 U であ物 たな 人二十 る。 · 馬 馬 あ 八り はる 文の 分は本はの「馬伝 二十貫 「人を乗 に馬頭

三 後 期 (、軽尻一匹(寛政期= 『濃州徇行記 一文と こなり、 軒は居宅、 一均 六倍半 で は上 下 共人 夫一人三十二 0 文 本 馬 匹六

落合宿の日 選より 其上 上 上 上 問 一塚田弥 上ば塚田 は塚田弥左衛門・小左衛門、屋場は二箇所、内一軒は居宅 左 衛 (長屋)・ П 五左衛出 大一軒 関う Coloring というできませい の 賃銭となっ り 賃銭となっ 門 (居宅) は 年寄 問屋を兼ね 利左 荷附 衛 小屋 て は 1 た。 善 な 助、 勧兵

へは給金四 (元禄七) なった。 四石、 年 堤銀御 両 を問屋から り 9 免 に金五両(新道手当て)で、(寛永十六年より)伝馬銀御 亭元年 一石を地 (新道手当て) 地頭山村甚兵衛より与えられた(新道手当て)で、給米は問屋ハ年より)伝馬銀御免(元禄ハ 落合橋 七 ば 刎橋で長さ十七間 . (万治 た。 屋 ツ 屋 八 三人 年より)で、 屋より新道を開き、七町ほど、幅は二間三尺、享保の頃ま。馬指一人給金三両、定使二二人へは米九石、年寄四人へ二より)で、御救金は年三十年より)で、御救金は年三十 申渡)そ 二十五人二十五 かれ 以 £ 立は助立と町

んは省 する。 蔵駅 \mathcal{O} 与上 一右衛 門じ。 本問 陣屋 は市温場二 一ヶ所、上 衛内 門、 -- 戸 年は 寄役、 七一兵戸 (衛、萬 萬 兵 庄 衛 屋 孫は 右肥

に のは 7 落合 宿 が 共 7 残らず! 馬 籠い 宿方 へは 送大 つ名 下 向 右宿時 のは 人馬津 数川 は宿 落へ 合人 宿馬 لح を 同寄 ľ, い合 切宿 ると

- (4) は太田 御 7 信 屋 3 下 街道 辺よ は利 太田南畝『壬戌紀行』田代官の支配となった。岬嵩宿から落合宿の間は 嵩 り牛荷物 であ 左 t • 多治見 多く通行 る。 木組 朗 方面) は 尾張 する。 6年市 り出る「木具市・友八、年 ŋ 藩農州の宿中 藩 れる。この旅籠屋は 具柾 年寄役次. 行 \mathcal{O} 宿 この 支配 道 で 五十戸程である。この先中材木)の伝馬を多く勤める郎左衛門と清右衛門、本陣里半、問屋一ヶ所、荷附小 壁の通路でもある。この先中野: 明三 年 $\widehat{}$ る。 陣小 は屋 対模な ک 茂な の右衛 ケ 以中根迄門、降山には、 庄

(水路)がある て、峠く う。 河 何原に石多し。信州の6階に石多し。木曽川にから落合宿へ到る。 薬 7 与坂を上る 落合駅 そ(享 せる に 合 の薬 いう。と 9 0 堂が 7 是より東いかある。駅の る は杭の右 木な中 んる国 戸茂猫 りの道 曽 薬を売る看板 なり」と記 に畑 道 例が な のり。「きつねなれど大きなる木な4杯の中を上りな |堺を石 行い山 り 又のあ 基菩薩 中坂を と言う。 「釜ヶ流 釜 記せり。 一をである を三四町で もゑらず 橋れ車 さ るが 十かうやくに れ لح 小あ ばか も言 りと 流 る

督兼鎮撫使とした。 東山道鎮撫総督は岩 正月二十一日、東征 に入り、順 宿であった そのうち、 日宿で小店 一七日は知 一七日は知 が休し、次いば御休馬籠宿に布達しい場無総督を改い い宿、 た。 で信州 Ø 7 先 木曽籠 鋒

ら に 宿 日 6 入 で は 岐 阜県 貫属と な 0 た カュ

合村 頭兼 D七十一人、女百九--六石二斗二升三合、 代十八、 幸と落合 六 郎兵衛、 村 7、組頭 八十二人、7 .、田→ 村 政 井口三五 善十段 助疋余 庄 野 畑 屋間四 井山町 口稼四 五左衛 屋、 、 屋 旅 敷 で籠 _ あ屋町 つ渡余 世

治茄 中山 道 陣 関 及 係びの 側 に移民 移動させた。上に改修させた。 民に 街 所への中で全面 99り下げ工事もないである 馬籠境よりない 初めてない 初めてな 十り 半げ間 落 合 駅 からの 御 実 小施 休さ 修 めの 所れし 落 便

七駅 -後三時、 (本陣) へ 兵 Þ 奉 **仏見二品宮は落合即時、同駅より御馬車で。小休止され、御** 宿 泊 た。 合馬車御 に・ 発 に着いた。また角毛のアラ 井口五左衛門で時二十分中津出 井口ビ 家立川 でで駅 小出行 休発す の上の上

二十二年、十二年、 利 準を 岐阜県 戸長 は 知 事 鈴 木 と した。利左 衛 で あ 0 政 府 は 同 九 年に は 縣令を 知

点は十二名、11-九日より井 年 元より、と続いれて、 三十年 まで は上 の落合 年十月より、鈴木弘道、明2年十月より、鈴木弘道、明2年1月七日十三年七月七日で続いた。それより上田政で続いた。それより上田政 と続 田荘蔵が村長 続いた。 井口澄好同十年三月b 井口杉男は明治四十1 \mathcal{O} 同十三年七月七日 村長 となった。 -三月より、5四十二年 二月より、上田宗次郎四十二年四月から、及び明治三十三年六月より 二十六年 であ 2 - 年二月- 助役は 六 (有給 が年十 同び 十塚 同十二年六月より、上田政一、19、上田政一、19、十月より、井田政一、19年十月より、井1 五田口 開始) 弥 日 ょ 左 ŋ 衛 が井 門 井口鉞次が村長であ が門 \equiv りか 村長 い、井口で から再任 二十七年 とな 同十二 た。 一月 (え ŋ

頁 五

ここに塚田弥左衛に嫉視反目して、た。村内の土地はた。村内の土地はた。村内の土地は で村民の名で村民の名が、落合村の の村勢(『ボ し中百 -央線落合 て、 2多く、 計 な状態で めは減 んの年 だ。 所時 乱少 明れ、して 在点 L 対してあ あ \mp 闘 争 2 七 た。 年に東 この離散 る。 維新 至るが 旧 宝る迄戸長で 様が多くない である者がない は交通で で一年の多くない。 の道 変の 遷 間いつ・

にって各自の業務に のった宿弊も一掃な 然る後産 業務に 業を さ興 精 れし 荕 た。 7 民 力 \mathcal{O} 伷

本りの土地は漸く他町村民のものとなった。 は民、 は民、 は民、 は民、 は民、 は民、 は一村を挙げて淳厚勤勉の領民と化し、当局者の 一村を挙げて淳厚勤勉の領民と化し、当局者の 一村を挙げて淳厚勤勉の領民と化し、当局者の 一村を挙げて淳厚勤勉の領民となった。彼は民、 が多数であり、成績不良であった。するし、」 が多数であり、成績不良であった。するし、」 が多数であり、成績不良であった。するし、」 が多数であり、成績不良であった。するし、」 が多数であり、成績不良であった。が多数であり、成績不良であった。 落合村は讲也、、 め地が成 反対民も多く に、村治困難た。とのた。とのた。ようになった。し、村治困難た。よって諸般施設整い、協可となった。しかし明治二、あった。村長以下組長が「納ったため、村長以下組長が「納ったため、村長以下組長が「納ったため、村長以下組長が「納ったが、「熱心さ」
「世四町歩の耕地や一十四町歩の耕地や一大の大が、「熱心さ」
「大の下が、「熱心さ」
「大の下が、「神の下が、は、 **い明治二十六段整い、協同な事誘掖に従って** する 者が指 ・輯七睦 年頃で ĺ î こ、産 気では、 水路 ぼく 9 税金 \mathcal{O} 村 لح ののし 滞 気た 工 納者がある 事た。

実工施 造林事業は村有林八百五十余円であった。こうして工事は明治三五年三月起 て三十四 起工 兀 -百三十八元を多数とな 費 は ክ.

:業施業案 を大正 二年に 八百五十 実測 0 Ļ 五. 百 町歩に 0 11 7

改な善 びに肥料というびに肥料 工 夫に 肥料 \mathcal{O} ŧ 試 努め 験 『を行い、害』 『、明治三十四 来た。 1虫駆除 監督委員 を置 会」を開 稲だ き、 けで てなく、各種農^元 試作場を設置 各種農産 物 の品 品 種

近接のの養蚕 は本 立ている。 \mathcal{O} であ る。 種 僅の製造に就いて当局者も奨励! て ŧ 村民も鋭意飼育 四千五百余枚を生一育方法を講究し、 産 ケ て年

降はの **美組合中央会」より「成績販売や肥料・日用品の共同は明治三十七年の創立で** 《績優良』 同 であ 購入を のし 表彰を受え Ĺ 八、村民 村民 た。 更に 貢献 「購買組合 救済に当た て 11 0

ロ村の鈴木弘道が翌4り「新郡制」で公の寄附を元に「4 が選出された。郡町で「恵那郡会」がで「恵那郡会」がで できた。 は 玉 で 「中津・落合」の貧困層の救済 あ っ津 地 区

七月二十五日に名古屋駅から多治見駅迄が開通した。中央線の鉄道敷設工事は明治二十九年(一八九六)(六)鉄道開通(『恵那郡史』五八六頁) に始まり、 明治三十三年 (一九〇〇)

交通手段の変化 『恵那郡 史 五. 八 九 頁 恵那 郡 内 0

(ーナニヨ年)	同十一年	(一九一六年)同五年	(一九一二年)	(一九〇八年)	(一八八〇年)明治十三年	
車運送	八四	八 五	八 九	一 一 五	六四	人力車
大正八年に明知自動車株式会社、大正七年に恵那自動車株式会社、	11/11/11/11/11	九三〇	六 一 二	二七四		自転車
5動車株式会社、5動車株式会社、	八					自動車
がそれぞれ設立された。恵北自動車株式会社	九二六	六五四	七〇七	七六八		荷馬車
設立された。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	二六三五	一六六三	一五八七	一二三八	二七	荷積車

出入りを禁じて、四十番地である。 明治十三年天皇巡幸 で「戸主である。 「本塗って其上を瓦葺とし、堅牢な造作を施した。現今は五左衛門の嫡男井口杉男が相続いて、その光栄を長く伝えんとした。因て火災防禦のため壁を厚くし、屋根に「1十番地である。その後居間の改造、門の移動を行った。御便殿の上段の間は清掃以外は「2治十三年天皇巡幸 六月二十八日、落合御小休所、聖蹟井口五左衛門宅は落合村八百

(以上で全文終了)

第3章 史跡中山道落合宿本陣の概要

第1節 落合の地勢

貝原益軒が享保6年(1721)に著した『木曽路之記』には、「落合の民家九十軒許。これより西に猶<u>所</u>坂々坂あれども、既に深山の中を出て、剣難なくして心やすくなる。木曽路を出て、爰に出れば、先我家に帰り着きたる心地する」とある。

江戸時代、木曽谷を目前に控える落合は美濃国の東端に位置していた。落合宿は、河岸段丘上にある地域内でもとりわけ平坦な場所に形成されたが、これを取り巻く地形はすり鉢状を呈しており、馬籠宿方面へ向かうためには十曲峠の急坂を、中津川宿方面へ向かうためには上金と与坂の坂を上り下りしなければならなかった。東海地方と中央高地との漸移点にあたるこの地域には、昭和31年(1956)9月に中津川市と合併するまで落合村が存在し、近隣諸村と接する境界の多くは川や山、または丘陵などの自然地形によっていた。落合は南東の恵那山と北西の木曽川との間に細長く開けた地域であり、地形は北西に向かって傾斜、地域内における土地の高低差は最大で1780mに及んでいる。

落合という地名の由来は、釜沢川・本谷川・湯舟沢川が落合川に合流していることにあるとも、落合川が木曽川に合流していることにあるともいわれ、河川の合流に由来を求める説が有力である。

第2節 落合の歴史

(1) 宿場の形成以前

落合において確認された人類の活動痕跡は後期旧石器時代にまでさかのぼる [註 1]。縄文時代遺跡の遺跡には草創期から中期のものがあり、落合五郎遺跡 [註 2] で出土した前期の土器からは、既に当地を交えた東西地域間の交流が存在していたことが分かる [註 3]。

古墳時代の古東山道、古代の幹線道路である東山道はそれぞれ落合を経由したと考えられるが、落合五郎遺跡で古墳時代に旅の祭祀が行われたとみられる「鮭⁴」こと、同遺跡で古代の大型掘立柱建物跡「鮭⁵」が検出されたことから、いずれの道も後の落合宿付近を通っていた可能性が高い。『美濃御坂越記』「鮭6」や『木曾路名所図会』巻3「鮭7」の記述によれば、中世における東山道の道筋も落合を経由するものであった。この中世東山道の一部と木曽路とが後に整備される江戸時代の中山道の原形になっていったと考えられる。

落合宿の成立については、木曽氏が天文 2 年(1533)に木曽谷で整備を進めた宿駅制度が普及したものとも、天文 12 年(1584)に高福寺が開かれたことと深い関係にあるものとも考えられる。成立の具体的な時期は明らかになっていないが、文禄 2 年(1593)の『大和田重清日記』には既に中津川から落合までの駄賃に関する記述 [註 8] がみられ、遅くともこの頃までには落合の町並みが宿駅としての機能を備えていたことが分かる。

なお、落合五郎遺跡では青磁・古瀬戸・天目茶碗を含む 12 世紀から 16 世紀にかけての 陶器等が出土しており、小姓洞という地名も存在することから、落合宿付近には中世の段階 で武士階級を含む人々が居住していた可能性がある。このような痕跡は、木曽義仲の家臣、 落合五郎兼行の居住に関する伝承や鎌倉時代における兄の井・弟の井用水路の掘削伝承 [並 ^{9]}、あるいは、落合に住んだ木曽義昌従士として『木曽考』に登場する沖田淡路と何らかの 関連を持つものとも考えられる。

(2) 江戸時代

『中山道宿村大概帳』によると、江戸日本橋から数えて 44 番目の宿場である落合宿は、南北 3 町 35 間 (約 390 m)、宿内総戸数は 75 戸、宿泊施設は本陣・脇本陣のほかに旅籠屋が 14 軒あり、大通行の際には善昌寺や高福寺、一般の民家も旅宿となった。『落合郷土誌』にて「与坂の三文餅、横手のわらじに田中の馬のくつ、扇屋膳飯しゃ盛がええ、桜屋豆腐に此吉コンニャク、板屋寿司、青膏吸出し、金創は狐膏薬山中薬師、水に消えない鉄砲の火縄」という文言が紹介されているように、宿場内外には旅籠屋のほかにも物売る店や茶店などが存在していたが、いずれも専業ではなく農業などとの兼業であり、『村明細帳』にも「稼ニは農業の間 男女共薪取草刈 或ハ茶や旅籠屋等ニ而渡世仕候」と報告されている。落合宿の常備人馬は 25 人・25 匹であり、大通行の際には人馬継立を中津川宿との合宿にて行った。東海道などに比べて中山道は大名の通行が少なく、御救金や拝借金、刎銭によって宿場助成が行われたものの、中津川宿との距離が 1 里 (3.9 km)と程近く、小宿であったため、宿駅の経営には苦労が多かった。こうした状況にあって落合宿の宿駅機能が維持できた要因としては、尾張徳川家の管轄下にあったことが大きいものと考えられる。

関ヶ原合戦後、木曽衆の千村平右衛門と山村甚兵衛が落合村を半分ずつ知行することとなったが、元和元年(1615)に山村家が、元和 3 年(1617)に千村家が尾張徳川家附庸となったため、同村は尾張徳川家と知行主、幕府(道中奉行)の三者から支配を受けることとなった。こうした事情から、落合村の場合、千村家・山村家それぞれの知行地について村役人と宿役人が任命されることとなった。なお、本陣について職は千村家知行地の庄屋・問屋を兼ねた市岡家や塚田家が務め、脇本陣職は、当初、は山村家知行地の庄屋・問屋を兼ねた市岡家や塚田家が担当している。が務めたが、元禄年間(1688~1704)を最後に、その役割は山村家知行地の庄屋・問屋の役割とともに塚田家へと継承されていった。なお、千村家知行地の庄屋については、概ね本陣職の井口家が兼任していたが、寛政年間(1789~1801)の数年を含む一定の期間については加納家が担当した「雌」の」。

『中山道宿村大概帳』によると、天保年間(1830~1844)から安政年間(1854~1860)の頃、落合宿区間の中山道「鮭」也」は尾張徳川家の負担で道普請されていたことが分かるが、元々は宿村負担による自普請であった可能性がある「鮭」セン。橋の普請についても各々当事者が定められたが、落合大橋「鮭」セン の例では、慶長7年(1602)までは落合村が、元和年間(1615-1624)の初めからは尾張徳川家が、文政年間(1818~1831)からは年間仕用金を尾張徳川家から受け取った落合村が橋の普請を請け負っていた。なお、この落合大橋は大雨の度に崩壊し、修理負担が非常に大きかったため、落合宿・馬籠宿間の中山道が十曲峠経由の道筋から、落合大橋を通らない湯舟沢経由の道筋に付け替えられたこともあった。寛保元年

(1741) に完成したこの付替道は寛保の新道と呼ばれ、明和 8 年(1771) までの 30 年間に わたって利用されたが、旧道と比べて距離が遠く、悪路であったため、十曲峠経由の道筋に 戻されることとなった。

(3) 宿駅制度の終了と近代化

明治維新の後も、中山道は明治9年(1978)の国道一等指定に加え、明治13年(1880)の明治天皇巡幸にも利用されるなど国家の幹線道路として役割を維持した。明治天皇巡幸は車駕によるものであり、道路改修及び通路の清掃は大変な事業規模で行われた[並134]。元々は落合宿内の中央を流れていた水路が片方の端に寄せられたのはこの時のことであり、十曲峠付近では石畳の改修や石畳の滑り止め目的の砂撒きも行われたと記録されている。

また、明治 25 年 (1892) の賤母新道開通により里道とはなったものの、明治 44 年 (1911) に鉄道中央本線が全線開通するまでの間、中山道は依然として重要な地方幹線道路であり、御坂越道とともに美濃・尾張から飯田方面への旅や物流に利用され続けた。中山道筋にある落合村では、明治 43 年、落合宿とその隣接地域の居住者が守るべき道路の管理・清掃等に関する事項をまとめた『落合村清潔法申合規則』を制定するなど、以降も中山道の維持管理に努めた。

一方、明治3年(1870)に本陣名目が廃止され、明治5年(1873)には宿と助郷の制度が廃止されると、人馬継立などの落合宿の役割は相対運賃をもってする陸運会社などの営利会社へと引き継がれた。落合村役場による明治44年(1911)の『農業関係調書』にあるように、落合村の人々は古来農業の傍ら、副業として旅人の宿泊を業とし、ある者は街道の貨物運搬によって生活の糧を得ていたが、こうした副業は明治維新の後、衰微することとなった。かつての職を失うものも多く、人心は乱れ、闘争、軋轢が多くなり、互いに嫉視反目して、明治17年(1884)に至るまで戸長で1年間以上勤まる者はいなかったという「駐15」。困窮した落合村では、農地の不足を補うべく用水路の新設改修と開墾が進む傍ら、従前に代わる収益確保の手段が模索されたが、こうした中で村内における生活改良の柱となったのが蚕糸業、とりわけ養蚕と蚕種製造であった。

落合村では江戸時代から自家用に蚕の飼育が行われたことが知られるが、明治 44 年 (1911) の『養蚕ニ関スル沿革及概要』によれば、落合村における養蚕の本格的な開始は明治時代の初め頃のことである。以降、養蚕は村内にて著しく盛んとなり、明治 22 年 (1889)・明治 23 年 (1890) 頃になると村人は上田に桑を植え、新しく開墾した土地を桑園にするまでになった。他地域の場合、上田の桑園化は明治時代末期から大正時代以降に多く見られるが、落合村のこうした動向からは、養蚕による利益の大きさとともに、村人がいかに養蚕に心血を注いでいたかを知ることができる。さらに、後述する秋蚕種の利用は、落合村の生産性向上に大きく寄与するものであった。

落合村の人々が初めて風穴を使って秋蚕種の製造を行ったのは明治 5 年(1873)のことで、これは岐阜県恵那郡内における先駆的な試みであった。明治 8 年(1875)の『明治八年

物産取調書』の落合村の項からは、既に蚕卵紙の製造も開始していたことが分かる。風穴秋蚕種は、非常に成績のよい蚕種として養蚕農家から争って買い求められるようになり、販路も近郷はもちろんのこと、西濃、尾張、三河、やがては全国へと次第に広がった。落合村の蚕種製造創業については記録により異なるが、明治 33 年(1900)の『産業統計報告』には「製造企業年月 明治 12 年起業爾来間断なし」ともあることから、蚕種製造が本格化したのは明治 12 年(1879)頃の可能性がある。当初、長野県安曇郡の稲核風穴を利用していた落合村の蚕種製造事業者たちであったが、御坂越道の経路上にある霧ヶ原が風穴の適地であると分かると、そこに造営された三坂風穴「駐土60」を根拠地としていくことになる。三坂風穴は明治 40 年(1907)頃までに全国一の風穴数を誇る風穴地となったが、中山道や御坂越道を介して地の利を得た落合村は蚕種製造地として全国にも名を知られることとなり、全盛期には中津川町駅と三坂を繋ぐ電話線も開設された。秋蚕については、明治 13 年(1880)に岐阜県令から飼育禁止が通達されるなど、当初は反対意見も多かったが、その導入は恵那郡の養蚕を進歩させた一大画期であるとして、恵那郡長は明治 38 年(1905)の『恵那郡是』において落合村の先駆者の功績を紹介し、高く評価している。

養蚕・蚕種製造などの蚕糸業は、交通制度の変革によって江戸時代以前からの宿屋業・貨物運搬等による収入を失った落合の暮らしを支えるのみにとどまらず、村人の現金収入を増大させ、近代化を進める原動力となった。落合における蚕糸業は、全国的にも注目を集めるものであったが、こうした成功の背景にも中山道をはじめとする近世以前の交通網が大きな役割を果たしたことは特筆される。養蚕・蚕種製造増加した収入を背景に家々は植物葺きから瓦葺きに、一階建てから二階建てになり、拡張された間取りを最大限に生かしてさらに養蚕や蚕種製造が行われた。このような改造は、養蚕普請とも呼ばれた。

- [1] 落合の清水平遺跡ではナイフ型石器等の石器類が発見されている。
- [2] 落合五郎遺跡は後の落合宿から 150m西側に存在する遺跡。縄文時代・古墳時代・古代・中世・近世の遺構・遺物が発見されている。
- [3] 落合五郎遺跡では、関東系の諸磯式と関西系の北白川下層式の土器が伴出した。
- [4] 落合五郎遺跡からは剣形石製模造品が出土している。
- [5] 落合五郎遺跡で発見された掘立柱建物跡は桁行六間梁行二間で玄関構造を伴い、東西19.2m、南北6.4m、柱根径約50cmの本市内でも類を見ない規模を有する。遺構からは8世紀から9世紀頃の緑釉陶器や灰釉陶器が出土しているが、当時の本市域や周辺における施釉陶器、とりわけ緑釉陶器の希少さからみても、重要な役割を持つ建物であった
- [6] 園原旧富による安永年間(1772~1780)の著書。
- 「7」秋里籬島による文化2年(1805)の著書。
- [8]「…(大)井より中津川まで廿一文 中(津川)より落合まで十一文…」の記述を指す。
- [9] 落合村の用水はその開設が古く、伝承によると、最も古い兄の井・弟の井と呼ばれる 用水は鎌倉時代に開かれた。共に釜沢を取入口とする用水で、兄の井は後に崩れて川砂

に埋もれたが、弟の井は後に旧井巾用水となったとされる。用水の発起人はとある兄弟で、兄は用水の完成間際に死亡、弟は用水の完成後に役人が連れていき、二度と戻らなかったという。

- [10] 『井口家文書』には落合村の庄屋として加納小左衛門が登場する(杉村啓治 2023 『落合宿本陣文書』)が、寛政年間(1789~1801)に著された『濃州徇行記』の落合村に関する記述にも、「庄屋塚田弥左衛門・小左衛門」との記述がある。塚田家は山村家知行地の庄屋であったから、加納小左衛門が務めたのは千村家知行地の庄屋だったことが分かる。『井口家文書』によると、千村家知行地の庄屋は、少なくとも明和8年(1771)まで井口五左衛門が務めており、小左衛門が役割を受け継いだのはその後のことであるが、明治3年(1870)の『落合村明細帳』には再び庄屋として五左衛門の名が登場するため、後には再び井口家が庄屋を務めたことが分かる。なお、『井口家文書』によると、小左衛門は、明和8年(1771)の段階で落合村の年寄を務めていた人物とみられる。
 - [110]中津川宿境から馬籠宿境の中山道で、諸事において落合宿・落合村の管轄とされた。
 - [12+] 落合宿境から大井宿境の中津川宿区間の道普請についても『中山道宿村大概帳』では尾張徳川家の負担で道普請されたとされるが、元禄 9 年(1696)段階では自普請であった。落合宿区間においても同様の変遷が想定される。
 - [123] 現在は下桁橋とよばれる橋のことであるが、『塚田手鑑』には大橋、『落合橋懸替申付状』には落合橋とあること、中津川大橋の例などから『中津川市史 中巻』はこれを落合大橋と呼称している。
 - [143]『岐阜県御巡幸誌』には、「抑々中仙道は従前馬背肩輿に依りて逓送せしに過ぎず。 小車を通ずることすら困難なれば、這回御通輦については先ず道路橋梁の改修架け替 えへをなさょるべからず。依て県に於いて四月より各関係村民を督促して着手せしむ。 木曽に接する馬籠境より始めて、恵那郡東部諸村の夫を徴して施工せり。この時落合駅 の道路中央を流れる水路を一方に寄せたり。又中津川駅に至る間の嶮路を改修するこ と多し…」とある。

[15] 『恵那郡史』 (恵那郡教育会 1926) による。

[136]「神坂風穴」と表記される場合も多く見受けられるが、公的書類上の築造場所は三坂御領林内であったため、本計画においては「三坂風穴」と表記する。

第3節 落合宿本陣と井口家の沿革

落合宿本陣に関する古記録には、文化元年(1804)・文化 12 年(1815)の大火、あるいは、調査機関貸出中の戦火によって、既に失われてしまったものも多い。ただし、遺された資料や周辺的な記録からは、落合宿本陣や井口家について、以下にまとめるような沿革が明らかになっている。

(1) 江戸時代

江戸時代から明治初年に至るまで落合宿の本陣職を務めた井口家は、落合村における千村家知行地の庄屋や問屋を兼ねていた。

井口家の伝承によると、井口家の先祖は源蔵人行家だとされるが、落合への居住は、その子孫沖田淡路守正義の頃からであり、初代井口善兵衛は正義の三代孫と伝わる。沖田淡路守は『木曽考』に登場する木曽義昌の従士、沖田淡路と同一の人物だとみられるが、諱が正義であることや正功院殿冲巌桑田大居士という法号など『木曽考』にもない情報に言及している点が特筆される。また、参考となる事実として、落合宿付近に現在も沖田という字名が存在すること、井口家伝来品の中に井口家の家紋である「丸に橘紋」ではなく「丸に三つ柏紋」「世十」を伴った今中世武具等が存在している「建1」こともあげられる。「丸に橘紋」を家紋とする井口家は主として長野県に分布する「建2」ことから、落合宿本陣井口家の起源が信濃国にあると考えることもできるが井口姓の由来については不明であるが、落合には井ノ上・井ノ下・井巾・井林といった用水に関わる地名が複数みられること、兄の井・弟の井用水路の伝承の存在などを踏まえると、用水との地理的な関係や用水に関わる何らかの役割が姓に反映されたものと考えられるから井口姓を自称した可能性も否定できない。ここでは、沖田淡路守との系譜的な繋がりを積極的にとらえ、その子孫が井口家を自称した可能性や養子として信濃国起源の井口家の家督を継いだ可能性についても考えておきたい。

『医王寺文書』によると、当初、本陣井口家当主は代々善兵衛の名を襲名していたが、江戸時代中期頃、千村家に善兵衛と名乗った人物がいたことから、遠慮して五左衛門を名乗るようになったという。実際、善兵衛の名が本陣・庄屋・問屋<u>など</u>として<u>文字記録文書類に登場するのは元禄15</u>正徳2年(17102)の八幡神社棟札までのことが最後であり、『塚田手鑑』 享保3年(1718)の記事に記録のある吉兵衛を経て、享保12年(1727)以降は明治時代中頃まで五左衛門の襲名が続いている。

落合宿における千村方の庄屋・問屋として井口善兵衛が記録上に登場するのは元禄年間 (1688~1704) からのことであるが、これは宝永年間 (1704~1711) までの記録が存在しないためであり、実際には江戸時代当初から井口家が担当したものと考えられる。大久保長安が千村平右衛門・山村甚兵衛両者に宛てた慶長7年 (1602) の『落合橋懸替申付状』「註23」によれば、落合村には遅くとも慶長7年 (1602) 以前から既に年寄と呼ばれる庄屋相当の役割を果たす人物が2名存在し、道や橋の修理にあたっていた。この年寄2名はおそらく、井口家と市岡家の人物であったとみられる。

井口家が初めて本陣職に就いたのは、参勤交代制度との関連から寛永 12 年 (1635) 頃と考えられる。本陣といえば、大名、旗本、公家、役人などが宿泊するための公的宿泊施設であったが、落合宿の場合には一般旅客が宿泊することもあった。同時に約 30 人の一般宿泊客を受け入れたという記録 [註34] が残っていたり、道中独案内には「落合一リ 井口五左衛門」の案内が出されたりということもあったが、公的休泊の少ない宿場の一般的な傾向とみられる。

落合宿における公的な休泊件数の記録はほとんど残っていないが、脇本陣塚田家に伝わる『御大名様御通行之節御目録金頂戴記』からは、文化4年(1807)1年間にあった大名の小休が5件、宿泊が1件であったことを知ることができる。この一例からでも大名休泊がいかに少なかったかを知ることができるが、中山道の宿場町が大名の通行を度々嘆願していたことからは、中山道の大名通行自体も限られていたことが分かる。

なお、中山道の特徴として、皇族や公家の女性が将軍や水戸徳川家へ嫁ぐ際の通行に多く 用いられたことがあげられるが、落合宿本陣も天保 2 年(1831)に登美宮や有姫の通行に 際して宿泊場所となっている。

本陣職としての役割内外で行った宿屋業のほかに、先述のとおり井口家は庄屋や問屋の役目を果たしていたが、このほか、『医王寺文書』や井口家の伝承によれば、江戸時代の落合宿名物にも称えられる狐膏薬の販売を行っていた時期があるようである。元々は本陣の井口家で売り始め、初代井口善兵衛の次男井口善右衛門が新茶屋に分家する際、販売株を譲ったものとみられるが、新茶屋の井口家は、諸所に販売株を分けたようであり、後には山中薬師として知られる医王寺や中津川宿でも狐膏薬が売られるようになった。明治 23 年(1870)に落合宿本陣井口家にて作成された『秘密書』には、狐膏薬をはじめとする薬の材料や製法が記されており、少なくとも明治時代に至るまで製法が受け継がれたようである。文化元年(1804)・文化12年(1815)の大火においては、落合宿本陣も被害を免れず、尾張領主からの拝借金や手当があったものの、再建には数年を要したという。

(2) 明治時代以降

明治時代に入ってからの特筆すべき出来事としては、明治 13 年 6 月に行われた明治天皇の巡幸があげられる。明治天皇一行は中山道の旧宿場等で休泊しながら山梨県、長野県、岐阜県、三重県、京都府の順で進んだが、落合宿本陣にて小休が行われたのは同年 6 月 28 日のことであった。落合村において目通りすることができたのは第 11 代当主井口五左衛門正直 を含む 5 名の有力者のみであり、地元関係者には下賜金が渡された は 。 なお、明治天皇一行とは別行動にて移動していた伏見宮も同じ日に落合宿本陣で小休している。明治天皇巡幸の背景に地方名望家への影響力を強化する政治的な目的があったことからすると、当時も井口家は落合において名望家としての立場を維持し、かつ家屋等も明治天皇や伏見宮の小休を受け入れるにふさわしい様態を維持していたことが分かる。

巡幸に関する記録を除くと、明治3年(1870)の本陣名目廃止、明治5年(1872)の庄屋廃止の後、明治時代前半期における井口家の動向はあまり知られていない。しかし、井口家が明治3年(1870)以降に購入した食膳具類や講旅行者向け宿泊所として落合宿本陣に言及した資料が存在することから、明治3年(1870)を過ぎてからも井口家は一般旅客を対象に宿屋業を継続していた可能性が高い[註 57]。また、西南戦争に端を発するインフレーションの影響が大きい明治14年(1881)に主屋の大規模改造を行い、岐阜県農学校新築のための寄附を行うなど、井口家が一定の貯えや財力基盤を維持していたことは明らかであ

る。

落合村の近代化と密接に関わる蚕糸業と井口家の関連が資料面から明確になるのは明治19年(1886)以降のことである。井口家には第12代当主井口鉞(悦)次郎「誰島」名義の『蠶絲組合員之證」が伝わっているが、このことは、少なくとも井口家がこの頃までに蚕糸業へ参入していたことを示す「誰妈」。現存する中で最も古い明治20年(1887)頃からの出納帳には同年頃からの蚕種販売記録が存在するが、その販路は県内に留まらず、愛知県・滋賀県等にまで及んでいる。営業や売上金回収には、主人が単身にて直接出向いていたようであるが「誰」り、記録当時の販路の広さから考えれば、井口家における蚕種製造の開始はこれより前にさかのぼる可能性が高い。井口家がいつから養蚕や蚕種製造に参入したのかを明確に伝える資料は発見されていないが、落合村における養蚕が明治初年頃から盛んであったこと、蚕種製造が明治12年(1879)以降本格化していることは、参考となる事実である。明治14年(1881)の大改造によって、主屋は1一階建、モ板葺きから一部2 三階建、モ枝互葺五葺の土蔵造りになっているが、『明治天皇聖蹟調査書』で言及された改造理由には「生活改良ノ一歩」との言及もあるため、改造に養蚕普請としての側面があった可能性も否定できない。

また、絵図から判明している事実として、明治 15 年(1882)以前から存在した建物 5 棟及び裏側門塀が明治 20 年(1887)頃以降の時点で撤去され、敷地下段部が桑畑とされている 「世元」点も注目される。明治 22 年(1889)・明治 23 年(1890)頃になると落合村では上田に桑を植えることが流行したが、敷地内下段部の桑畑化もこうした潮流に乗って行われたものと考えられるか、その走りとして行われたものとみられる。明治 23 年 (1990) 11 月、主屋の南側に建設された土蔵は、下段部にあった二戸前の土蔵が取り壊された後に設置されたものと考えられる 「世間」。井口家は明治 17 年(1884)頃から散発的に土地の買い入れを進めているが、こうした動きにも桑畑用地の確保という側面があったものとみていい。桑畑に関連した特徴的な動きとしては、井口家が蚕種だけでなく、桑苗の販売も行っていたことが明らかになっている 「世間」。井口家が取り扱ったのは魯桑・鼠返・市平・九文龍・十文字・小牧・四ツ目の 7 品種であり、遅くとも明治 20 年(1887)頃から販売を行っていたことが分かる。販路は長野県をはじめとした他県にも及び、市平を除く 6 品種だけで少なく見積もって年間 12 万 4 千本以上もの売上実績があったことからみても、その生産規模が非常に大きなものであったことが分かる。

明治 43 年(1910)の「收繭調書」によれば、落合村の蚕糸業者として知られる合名会社 進栄社(以下、「進栄社」。)の所在地は落合宿本陣であり、構成員に第 13 代当主井口杉男 3 や鈴木利一^[註911]らがいたものとみられる。<u>合名会社</u>進栄社の創業時期は<u>明治 43 年(1910)</u> 不明であるが、<u>それ以前から進栄社と呼ばれる蚕種製造所が存在し、</u>井口家が明治 20 年 (1887)頃から利一名義の蚕糸業関連出納帳ほか [註 192]を保管している点からみて、両者の 協力体制は明治時代中頃から成立していた可能性が高く、三坂風穴に存在した進栄社風穴 3 基がは明治 26 年(1893)までに完成していたとみられることも分かっている [註 113]。また、 進栄社風穴 3 基の出願人名義・所有者はとなっている長野県西筑摩郡神坂村の早川治郎八となっているが、は進栄社の構成員もしくは協力者であった何らかの協力関係にあった可能性が高い「誰」42。明治 38 年(1905)年末に至るまで神坂村は岐阜県民による三坂風穴利用を認めない立場を取っていたこともあり、神坂村民との協力関係構築によって早い時期からの風穴利用を可能としていた可能性がある。蚕糸業について大井宿本陣との協力体制が築かれていた「誰」35」ことも特筆され、近世以来の人脈を活かした事業展開があったものと評価できる。明治 41 年(1908)に井口杉男が創建した離れは蚕糸業の成功を背景に建設されたものと伝わるが「誰」46〕、大正 6 年(1917)に「第三回蠶絲類品評会褒賞」を受け、大正 9 年(1920)の『帝国蚕業大鑑』には個人事業者として掲載されるなど、井口家の蚕糸業は、実際に成功を収めていたといえる。

以上のことから、明治維新後の当初には宿屋業が、その後は蚕糸業が井口家の重要な収入源となっていったと考えられる。また、『井口家文書』には明治時代を通じて門家や掟米への言及が見受けられることから、小作料などをはじめとする近世以来の農業収入も重要な経済基盤として維持されていた可能性が高い。このほか、狐膏薬をはじめとする薬の販売についても副収入となっていたことが考えられる「駐 157」。

註

- [1]「丸に三つ柏紋」を持つ伝世品と沖田淡路守を直接的に結び付けることはできないが、『都道府県別姓氏家紋大辞典 西日本編』(千鹿野茂 2004)では主に香川県や愛媛県が、『苗字から引く家紋の事典』(高澤等 2011)では広島県呉市が、「丸に三つ柏紋」を家紋とする沖田家の主要分布地域として紹介されている。沖田淡路守の家紋が「丸に三つ柏紋」であったとするならば、こうした分布情報や淡路守の名乗りは、出自を推測する上で参考となる情報だといえる。井口家の家紋は「丸に橘紋」。
- [2]『都道府県別姓氏家紋大辞典 東日本編』(千鹿野茂 2004) による。
- [23] 『落合橋懸替申付状』には「…此以前々落合之年寄両人して かへ懸候由申候間 可有其心得候…」とある。
- [43] 商人萬屋仁右衛門らから井口五左衛門に宛てた文久 3 年 (1863) 7 月の文書には、「…相宿三拾余人之者共、御差留置…」とある。
- [5] 慶応 4 年 (1868) の平田国学入門者、井口亀一郎正家として『平田先生授業門人姓名録』にその名が記されている。伊勢神宮協会第二九〇番神風公社の取締役(『神風講社掛人員名簿』) のほか、津島講大社長などを務めた。文化面では、美濃以哉派の宋匠、鈴木桑蔭から教えを受けて井口星花を名乗り(落合郷土誌)、同名義にて書や茶道関係書物『茶調法』などを遺した。
- [64] 井口家にも「金拾五圓」と書かれた当時の包みが伝わっている。
- [75]井口家の土蔵には明治時代初期から明治 14 年頃にかけて買い足されたものを含む 10 人前揃えから 20 人前揃え、50 人前揃えといった近世・近代の食器等が多く保存されて

いた。また、明治5年(1872)に作成された宝栄講旅行者用の道中案内には「落合泊井口五左衛門」との紹介が存在している。昭和10年(1935)に落合宿本陣が聖蹟指定された際の『明治天皇聖蹟調査書』には、明治14年(1881)に行なった主屋の大規模改造の理由として本陣の廃止や交通機関の変化により維持困難となったことがあげられているが、このことは改造が行われるころまで宿屋業が営まれていたことの傍証とみることもできる。

- [8] 明治23年(1890)からの2年6か月間にわたり落合村収入役を、明治30年(1897)からの2年2か月間にわたり落合村助役を務めた。また、明治26年(1893)から落合村会議員(二級議員)を、明治31年(1898)から落合村会議員(一級議員)を務めた。
- [96] 明治 19 年 (1886) 9 月、蚕種検査所が中津川村の中津川蚕糸組合事務所に併設され、 以降、蚕種製造者は組合に所属し、蚕種の検査を受けなければならなくなった。同年 6 月 12 日の組合加入は、蚕種販売の要件を満たすべく行われたものとみられる。
- [10] 『明治二十年落合宿井口家の養蚕業』(杉村啓治 2023) による。
- [117] 明治 15 年 (1882) 4 月当時の史跡内状況を描いた『當家再建備申之正當向百分一圖』には、明治 41 年より前の状況変化が直接書き込みと付箋貼りによって追記されているが、史跡内下段部に明治 15 年 (1882) 段階で存在した土蔵等建物群 5 棟及び裏門、袖塀を隠すように付箋貼りして「あき地ニして桑畑」と書かれている。各建物や裏門の箇所には「取りはなし」との記載があり、建物類を取り壊して空き地とした後に桑畑として利用したことが分かるが、明治 19 年 (1886) 11 月作成の『井口五左衛門居宅一萬分一畧圖』には依然としてこれらの建物が描かれており、下段部が桑畑化したのは明治20 年頃以降とみられる。
- [128] 『史跡中山道落合宿本陣 離れ・土蔵調査報告書』(麓和善 2023) による。現在、主屋の南側にある土蔵は、建設当初、二戸前の土蔵であり、部材には転用材が多く見受けられる点も注目される。
- [13] 明治 29 年 (1896) からの 1 年 6 か月間と明治 35 年 (1902) からの 2 年間にわたり 落合村収入役を、明治 42 年 (1909) 年からの 1 年 11 か月間と大正 5 年 (1916) からの 4 年間にわたり落合村助役を、大正 10 年 (1921) からの 2 年間落合村長を務めた。また、明治 34 年 (1901) から落合村会議員 (一級議員)を、明治 37 年 (1904) から 落合村会議員 (二級議員)を、明治 43 年 (1910) から落合村会議員 (一級議員)、大正 12 年 (1923) から落合村会議員を務めた。大正 4 年 (1915) からは 4 年間にわたり恵奈郡会議員も務めている。文化面では、頂法寺六角堂の池坊専啓(第 43 代世)から井華道の免許皆伝を受けていたことなどが知られている(『池坊免許皆伝書』)。
- [<u>119</u>] 落合村の蚕糸業における先駆者の1人。明治43年(1910)の「收繭調書」によれば、当時、合名会社進栄社の代表者は鈴木利一であったことが分かる。利一は、その功績から農商務大臣山本達夫の表彰を受けている。
- [120] 出納帳のほかに、蚕糸業励行を説く内容の版木(鈴木利一名義)などがある。

- [13+]『御坂役場文書』内「村予算歳入書」によれば、三坂風穴内にあった進栄社の蚕種貯蔵室3か所に関する使用料が明治26年(1893)以降計上されている。明治26年(1893)時点で公的に認知されていた風穴は4基のみであった。
- [142]『御坂役場文書』によれば、早川治郎八は明治38年(1905)に設置されたとみられる公栄社風穴2基、万栄社風穴1基の出願名義人にもなっており、進栄社風穴3基の出願名義人であるからといって単純に進栄社の構成員であったと解することはできない。
- [1<u>5</u>3]『蠶種製造ニ関スル書類』には、「蠶種製造届出書」「蚕種変更届書」「掃立届」「上簇届」「收繭調書」等井口家の養蚕や蚕種製造に関わる様々な届出等が綴られているが、大井宿本陣当主林半蔵が井口杉男の飼育代理人として登場する。
- [164] 孫にあたる落合宿本陣公有化当時の所有者らが井口杉男から伝え聞いた内容による。
- [1<u>7</u>5] 狐膏薬等の製薬法を記した明治 23 年 (1870) 作成の『秘密書』の存在、明治 11 年 (1878) に内務省へ提出した呼吸丹の売薬免許願い出書類の存在による。狐膏薬の製法は、大正時代初期頃に後引製薬社が発売した「サンリーム」の元になった。

表@ 落合宿本陣の蚕糸業関連年表

	我C 相目由中华5虽从未因是13
明治初年頃	落合村で養蚕が盛んになる。
明治5年 (1872)	長野県安曇郡の稲核風穴を利用した蚕種製造が落合村で開始
明治6年 (1873)	神坂越道経路上の霧ヶ原に最初の風穴が設置される(後の三
	坂風穴)。
明治8年 (1875)	この頃までに落合村で蚕卵紙の製造が落合村で開始
明治 10 年(1877 年)	神坂越道の復興工事着手
明治 12 年(1879)頃	落合村で蚕種製造が本格化
明治 14 年(1881)	落合宿本陣の主屋が改造され、一階建て板葺きから二階建て
	瓦葺きの土蔵造りとなる。
明治 15 年(1882)12 月	賤母新道の開削が決定
明治 17 年(1884)	井口家が土地を購入
	神坂越道の復興工事完了
明治 19年(1886)6月	第 12 代当主井口鉞次郎、中津川蚕糸組合へ加入
明治 19年(1886)9月	蚕種検査所が中津川村の中津川蚕糸組合事務所に併設
	蚕種製造者の組合所属と蚕種検査受検が義務化
明治 20 年(1887) 頃	井口家による蚕種販売の現存する最も古い記録
	井口家による大規模な桑苗販売に関する記録
	井口家にて斎藤利一名義の蚕糸業関連出納帳の保管を開始
明治 23 年(1890)頃	落合宿本陣の敷地下段部の建物群が取り壊され、桑畑化
明治 23 年(1890)	落合宿本陣の敷地上段部に土蔵が建てられる。

明治 26 年(1893)	この年までに進栄社第1風穴から第3風穴までが完成
明治 28 年(1895)	井口家が土地を購入
明治 33 年(1900)	井口家が土地を購入
明治 41 年(1908)	蚕糸業の成功により落合宿本陣の離れが建てられる。
明治 43 年(1910)	この時点で 合名会社進栄社 <u>創立。</u> の構成員に <u>少なくとも</u> 第 13
	代当主井口杉男と鈴木利一が含まれていることが確認でき
	る。
大正6年 (1917)	第 13 代当主井口杉男が「第三回蠶絲類品評会褒賞」を受ける。
大正9年(1920)	『帝国蚕業大鑑』に第 13 代当主井口杉男の名が掲載される。

第4節 落合宿本陣を構成する要素史跡地内の歴史的変遷

特徴的な歴史的景観を形成する落合宿本陣の正面間口には、門2基(御門・通用門)と瓦 葺屋根の袖塀が接続して建ち、門を入るとすぐに庭が間口全体に広がる中を通って主屋に 至る。主屋の南東には土蔵が、東には離れが存在し、離れは渡り廊下で主屋と接続する。

落合宿本陣の位置する一帯は、河岸段丘地形にあたるが、当該史跡地内にもまた、地形上の段差が存在し、現存する上段平坦部と下段平坦部は、この段差を上手く利用するべく造成が行われた結果造り出されたものである。高低差のある個所には石垣や石積が、上段平坦部と下段平坦部を繋ぐ通路としては斜路が設けられているが、その途中にも3段の平坦部が造られている。史跡地内に現存する建物等は、基本的に上段平坦部と3段平坦部の上に位置している。井口家が本陣職に就いていた江戸時代頃からの敷地の全体的な規模や形状が概ね現存する当該史跡地であるが、ここでは、その敷地内における歴史的変遷を概観する。

(1) 地形・造成

井口家が初めて本陣職に就いたのは、参勤交代制度との関連から寛永 12 年 (1635) 頃のことと考えられるが、井口家の伝承や宿場の形成に関わる周辺的事実からみて、井口家による当地の利用が開始したのは江戸時代の開始以前とみていい。

史跡地内の地形的特徴の 1 つである上段平坦部がいかなる経緯で造り出されたかについては記録等が残っていないものの、現存建物の配置や創建時期等を参考事実とすることができる。落合宿は、文化元年(1804)と文化 12 年(1815)の二度にわたって大火に見舞われ、その際に落合宿本陣も罹災・焼失したことが知られるが、伝承によるとその 3 年後、文化 15 年(1818)には復興している「吐」」。現在、上段平坦部に存在する建物の中で最も古い建物は主屋であるが、座敷部分はこの復興期に建てられたものとみられ、その土台となっている上段平坦部が、遅くともこの建物が建てられた時期以前に形成されていたことが分かる。また、座敷部分から接続する便所棟は座敷部分と同時期の創建とみられるが、その土台となっている南北面高石垣は江戸時代後期以降のものとみられることから、年代的にも符合する。上段平坦部と下段平坦部を繋ぐ現存の斜路についても、現存上段平坦部が形成され

て以降のものと考えていい。

3段平坦部の石垣も江戸時代後期以降のものとみられるが、明治時代後半に積み足された 箇所を含むことから、現在の状況になったのは、それ以降とのこと考えられる。なお、明治 15年(1882)の絵図 [注2] には複数平坦部描写が確認でき、その上に江戸時代創建とみられ る土蔵が配置されていることから、上段平坦部と下段平坦部の中間に平場が形成され始め たのは江戸時代のことと考えられる。

(2) 主屋 [註3]

主屋は、文化 12 年(1815)の大火焼失後、文化 15 年(1818)に復興されたと伝承されている。その後、明治 13 年(1880)の明治天皇巡幸の後、明治 14 年(1881)に平屋建、板葺屋根から土蔵造、一部 2 階建、桟瓦葺屋根の建物となった。文化復興期の座敷部分にあたる二の間・次の間・上段の間・小姓の間の 4 室と、明治改造期の居室部分にあたる玄関・台所・鞘の間・六畳間・三の間の 5 室では、床下で確認できる柱番付の系統がそれぞれ異なり「駐4」、座敷部分が当初居室と離れた別棟の建物であったこと、その西端に現存部分より 3 間西まで部屋があったことが明らかになっている。明治期の改造では、座敷棟西側 3 間および南側に建っていた文化復興期の居室棟が取り壊され、土間と居室部分の玄関・台所・鞘の間・六畳間および座敷部分の三の間が造り替られたようである。

また、文化復興期の座敷部分の小屋組と明治改造期の土間・居室部分では、小屋組の架構方法が異なっている。座敷棟の屋根は棟通りを現在と同じくするものの、棟の高さは現在より約1.5m低く、屋根勾配も緩くなっている。これは、伝承のとおり板葺であったためで、屋根を桟瓦葺に変更した明治改造期には、桟瓦葺の重さに耐えうる現在の勾配が採用されたようである。

以上のように、落合宿の本陣として最も重要な部分であった座敷部分と明治維新後の社会情勢の変化に対応すべく改造された居室部分の2時期の性格が併存する点が主屋の特徴であり、近年の部分的な改造が見受けられるものの、明治改造期の状況をよくとどめている。明治14年(1881)の改造の理由としては、第3節で言及した「生活改良ノ一歩」といった側面のほかに、「明治天皇御小休の光栄を長く伝えんがため、火災防禦のため壁を厚くし、屋根に土を塗って其上を瓦葺とし、堅牢な造作を施した」といった説明[註5]もなされている。

このほか、痕跡調査からは現在台所・土間境にある間仕切が後補であり、明治改造期には現在の間仕切位置から1間半北側にある差鴨居・敷居の仕口痕のところに間仕切があったことが明らかにされ、この部分から南側には当初天井がなく、土間からこの部分の床上までが梁組を見せた化粧屋根裏であったことも判明している。小姓の間についても、現在床となっている北面東半が当初床でなく、他の面と同じ長押が廻らされた壁であったこと、東面南半・西面北半については当初は壁であり、それぞれに現在建て込まれている襖や開き扉は後補であることが分かっている。同様に、小姓の間の天井の明り取り、小姓の

間の西から北にかけての待合・水屋・縁・物入は、いずれも後補である。座敷部西面の現 在ガラス戸が建て込まれている部分についても、当初はガラス戸がなく手すりが設けられ ていた。

また、明治 15 年 (1882) の絵図と明治 19 年 (1886) の絵図の対照からは、現在、玄関の西側に存在する式台が当初存在せず、後に当初存在していた玄関西側の雨落溝部分を改変して明治 19 年 (1886) までに設置したものであることが分かる [註6]。

(3) 土蔵 [註7]

土蔵の二階棟木には、「明治二十三年十一月吉日」の年紀のある棟札が釘止めされており、その創建が明治 23 年(1890)であることが分かる。明治 15 年(1882)の絵図 [註2] には、貼り紙で、屋敷東側の下段にあった土蔵を取り壊して桑畑にすることが記され、代わりに現在の土蔵の位置には同じく貼り紙で 2 戸前の土蔵と物置が描かれている。部材に転用材がみられること、第 3 節において言及したような歴史的経緯を踏まえれば、蚕糸業への参入に際して、敷地下段にあった土蔵群を取り壊し、主屋の南側に現在の土蔵が建設されたことは明らかである。

建物は、2 階建、切妻造、北面庇付、東面物置付、桟瓦葺で、1 階・2 階とも中央に間仕切を設け、東西 2 室に分けている。現在の戸口は西寄りに存在するが、東寄りにも元あった戸口を塗りこめたとみられる矩形の痕跡が確認でき、間違いなく当初は 2 戸前であったことが分かる。昭和 10 年代の図面 [註8] が作成された段階では、壁で 2 つに分かれた建物として描写されていることから、東西 2 室が行き来できるようになったのは昭和 10 年代以降の可能性がある。

(4) 離れ・渡り廊下 [註9]

(執筆中)

(5) 御門

(執筆中)

(6) 現存しない建物等

(執筆中)

- [1] 天保 14 年 (1843) の『中山道宿村大概帳』には、「本陣 おおよそ建坪百三拾弐坪 /門構 玄関附 中町壱間」とあり、少なくともこの頃までには、本陣としての格式をもって復興されていたことが史料によっても確認できる。
- [2] 明治 15 年(1882)4 月作成の『當家再建備申之正當向百分一圖』。
- [3] 主屋の変遷については、主に『中津川市指定史跡 落合宿本陣(井口家)調査報告

- <u>書</u>』(麓和善 2008) および平成 26 年 (2014) になって新たに発見された明治 15 年 (1882) 4 月作成の『當家再建備申之正當向百分一圖』に基づいて記述している。
- [4] 柱番付は、建築工事の際に付されるもので、2 つの系統が存在するということは、建築工事の時期が異なることを意味する。
- [5] 『岐阜県御巡幸誌』(岐阜県発行 1925)による。現在、屋根の上に乗せられている 鯱や水玉といった飾り瓦も防火の願いを込めて設置されたものと考えられる。
- [6] 明治 15 年 (1882) 4 月作成の『當家再建備申之正當向百分一圖』には、後の改築等に備えて明治 15 年 (1882) 4 月当時の状況が記録されたものとみられるが、紙の上貼りや塗りつぶし等により、当初の繊細な線描・文字表記とは異なる粗い線描・文字表記にて改変の予定または記録も後補されている。式台については、当初の雨落溝描写の上に紙が上貼りされ、稚拙な線で式台が描き足されている。明治 19 年 (1886) の落合宿本陣絵図には同じ部分に式台の存在が記録され、かつ現存するものと同一であると考えられることから、明治 15 年 (1882) 4 月当時の状況には存在せず、明治 19 年 (1886)までに設けられた構造であることが明らかとなった。
- [7] 土蔵の変遷については、主に『史跡中山道落合宿本陣離れ・土蔵調査報告書(麓和善2023) および昭和 10 年代頃作成の『平面間取圖 縮尺百分之壱』『標識建設位置図(御小休所)』に基づいて記述している。
- [8] 昭和 10 年代頃作成の『平面間取圖 縮尺百分之壱』『標識建設位置図(御小休所)』。
- [9] 離れの変遷については、主に『史跡中山道落合宿本陣離れ・土蔵調査報告書(麓和善 2023)および明治 15 年(1882)4 月作成の『當家再建備申之正當向百分一圖』に基づ いて記述している。

(執筆中)

第5節 落合宿本陣史跡中山道への追加指定に至る経緯

中山道は近世五街道の 1 つであり、東海道と並んで江戸と京都を結ぶ主要な街道であった。昭和 62 年(1987)に長野県小県郡長和町、同県木曽郡南木曽町内の一部区域の道路と交通遺跡が国史跡に指定され、平成 3 年(1991)には長和町内で追加指定があった。

「落合宿本陣」が史跡中山道の交通遺跡として追加指定されたのは平成 22 年 (2010) 2 月 22 日のことであり、同時に、市内にある約 20km 分の道筋の内、「新茶屋の一里塚」から落合宿にかけての道路区間約 2.5 kmと「新茶屋の一里塚」、「落合宿の常夜燈」が指定の対象となった。なお、「落合宿本陣」の一部は昭和 10 年 (1935) から明治天皇聖蹟として史跡指定されていたが、昭和 23 年 (1948) には明治天皇聖蹟に該当する史跡が日本全国で一斉に指定解除されることとなり、昭和 54 年 (1979) 以降は「中山道落合宿本陣」との名称で本市指定史跡となっていた。

本市域における追加指定後も岐阜県では、平成28年(2016)に可児郡御嵩町内の一部区

間約3.6km、令和元年(2019)年に瑞浪市内の一部区間約4.0kmと交通遺跡が追加された。

第6節 指定の状況

(1) 指定告示

平成22年(2010)2月22日付け文部科学省告示第18号により、中津川市内の史跡中山 道は追加指定された。指定の概要は次のとおりである。

文部科学省告示第 18 号

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定により、史跡中山道(昭和 62 年文部省告示第 119 号及び平成 3 年文部省告示第 55 号)について、下記 1 に掲げる地域を下記 2 によって追加して指定します。

平成 22 年 2 月 22 日 文部科学大臣 川端 達夫

名称 中山道(なかせんどう)

追加指定年月日 平成22年2月22日

(昭和62年10月3日指定、平成3年5月15日追加指定)

所在地 岐阜県中津川市馬籠

同落合字新茶屋、落合町、山中、向山、井ノ下、滝場、屋下

地 域 別図のとおり((3) 史跡の指定範囲 参照)

(上記における下記 1)

指定面積 12,403.69 ㎡(道路部分 10,615.40 ㎡、その他部分 1,788.29 ㎡)

追加指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文

(上記における下記 2) 化財保護委員会告示第 2 号)史跡の部六による。

追加基準説明 近世五街道の一つ。江戸日本橋から草津宿で東海道に合流するまでの街

(上記における下記2) 道。現在までに長野県の長和町、南木曽町の中山道が指定されている。今

回は、長野県と岐阜県との旧県境にある「新茶屋の一里塚」から落合宿に

かけての区間と一里塚、落合宿本陣、常夜燈を追加指定する。

解説

中山道は、江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋から草津宿で東海道に合流するまでの街道で、中仙道とも表記されたが、享保元年(1716)、幕府は、東山道の内の中筋の道として中山道の表記を採用した。武蔵板橋宿から近江守山宿までの 67 宿と、東海道の草津・大津両宿を合わせ、「中山道六九次」とも呼ばれ、東海道と並ぶ重要な街道であった。

長野県小県郡和田村(現・長和町)、同県木曽郡南木曽町の保存状態の良好な道および交通遺跡が昭和62年に史跡に指定され、平成3年に追加指定が行われた。

中津川市域には武蔵板橋宿から数えて 43 番目の馬籠宿、44 番目の落合宿、45 番目の中津川宿があり、約 20 キロメートルの道筋が残っている。長野県との旧県境にある「新茶屋の一里塚」から落合宿までほぼ全線下り坂で、起点から約 1 キロメートルについては樹林の中を道が通り、一部石畳が残っている(3 か所、総延長約 71 メートル、県史跡)。昭和 63 年度から平成7年度にかけて、歴史の道保存整備事業により残存する石畳を中心に約 840 メートルにわたり路面を石畳化する整備等を実施した。石畳道の終点からアスファルト舗装された道となるが、道筋や道幅は良好に残されている。途中、『木曽街道続膝栗毛』に登場する「狐膏薬」で知られる「医王寺」があり、落合川に架かる下桁橋(指定対象地外)を渡ってしばらく進むと、家が建ち並び始める。落合宿の入り口には高札場跡があり、横町、上町、中町、下町からなる落合宿の長さは三町三五間(約 390 メートル)で、宝永 2 年(1705)の記録では家数 80 軒であった。町を貫いて中山道の中央を用水が流れていたが、明治 13 年(1880)の天皇巡幸に際し、片側に寄せる改修がなされた。宿内には本陣であった井口家住宅(主屋は文化 12 年〈1815〉の大火焼失後復興され明治 14 年に改築、市史跡)や、寛政 4 年(1792)建立の上町の常夜燈がある。

今回は、歴史の道保存整備事業により整備を実施した約840メートルを含む保存状況の良好な「新茶屋の一里塚」から落合宿にかけての区間、約2.5キロメートルの道路部分と、「新茶屋の一里塚」「落合宿本陣」「落合宿の常夜燈」の交通遺跡について追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財』2月号(第557号)より抜粋)

(2) 史跡中山道の指定範囲と落合宿本陣の位置

中津川市内の史跡中山道の指定地は、図@のとおりである。

落合宿本陣は、史跡中山道が南北に通る落合宿の中央、東側に位置する。落合宿下町の 禅昌寺からは約 130m 南にあたり、ここから約 150m 先には、史跡中山道指定地である 落合宿の常夜燈がある。史跡地の北側には、民家が迫って建ち、南側は、間口約 12.0m、 奥行き約 53.5m の空地(市有地)が接続している。

(3) 落合宿本陣の管理者・所有者

平成 22 年 (2010) 8 月 25 日付け文化庁告示第 41 号により、史跡中山道の指定地域の内、中津川市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体に本市が指定された。これにより本市は落合宿本陣の管理者となったが、当時、落合宿本陣は個人の所有するところであった。

落合宿本陣の整備については、平成 13 年 (2001) 3 月に本市が策定した『中山道整備活用計画』の段階から言及がなされてきた。平成 25 年 (2013) 3 月、本市が国庫補助金を活用して策定した『中山道保存管理計画』では、建物の老朽化と所有者による修繕への負担増による維持困難に言及したうえで、将来的な一般公開を見据えた建物の補強や改修を目指し、公有化を目指すこととした。平成 26 年 (2014) 11 月 28 日には同計画に基づき、史跡等購入補助を受けて落合宿本陣の公有化が行われた。



図@ 史跡指定範囲図 (史跡指定地の道路部分を赤で、交通遺跡を



図@ 中津川市内の史跡中山道と落合宿本陣の位置関係

第6節 落合宿本陣に関する調査・整備等の状況

(1) 過去の調査履歴

落合宿本陣について、これまで実施された調査・保存の履歴と概要を以下に示す。当該史跡地が史跡中山道に追加指定されたのは平成22年(2010)2月22日であるが、その前後いずれについても言及するものとする。

成果の概要については、第3章から第5章で扱っているため、この節では主に調査主体 (調査者)や調査内容、報告書等についてまとめる。

【主な調査履歴および関連報告書等】

·昭和 10 年度(1935)

調査主体:落合村(調査者:井口好澄 元落合村長)

調査内容:史蹟(明治天皇聖蹟)指定に係る沿革・保存状態等の調査

報告書等:井口好澄『明治天皇聖蹟調査書』昭和10年(1935)

文部省『史蹟調査報告書等 第 10 輯 明治天皇聖蹟』昭和 12 年(1937)

・昭和 49 年度(1974)

調査主体:中津川市教育委員会(安藤守人 岐阜県保護審議会委員)

調査内容:中津川市史跡指定に係る保存状態等の調査

報告書等:安藤守人『中仙道落合本陣調査所見』昭和 49 年(1974)

・昭和53年度(1978)

調査主体:岐阜県教育委員会

調査内容:岐阜県内中山道および周辺遺構の保存状態等の調査

報告書等:岐阜県教育委員会『歴史の道 中山道調査報告書』昭和 54 年(1979)

・昭和 63 年度(1988)~平成 7 年度(1995)

調査主体:岐阜県教育委員会

調査内容:中津川市内中山道および関連遺構の保存状態等の調査、文献・絵図調査 報告書等:中津川市『歴史の道 中山道保存整備事業報告書』平成8年(1996)

・平成 18 年度(2006)~平成 19 年度(2007)

調査主体:中津川市(調査者:麓和善名古屋工業大学教授)

調査内容:史跡中山道追加指定に係る落合宿本陣主屋の建築調査

報告書等:麓和善『中津川市指定史跡 落合宿本陣(井口家)調査報告書』平成20年

(2008)

·平成 26 年度(2014)~令和元年度(2019)

調査主体:中津川市

調查内容:落合宿本陣調度品調查

報告書等:中津川市『中山道落合宿本陣 調度品調査目録』令和元年(2019)

・平成 27 年度 (2015)

調査主体:中津川市 (調査者:株式会社 イビソク)

調査内容:落合宿本陣石垣の健全性等の調査

報告書等:株式会社 イビソク『落合宿本陣石垣内部状況調査報告書』平成 28 年

(2016)

・平成 28 年度(2016)

調査主体:中津川市(調査者:株式会社 文化財保存計画協会)

調査内容:落合宿本陣の建物等図面作成、史跡地内総合状況調査

報告書等:株式会社 文化財保存計画協会『落合宿本陣整備計画策定調査報告書』平成

29年(2017)

・令和4年度(2022)

調査主体:中津川市(調査者:麓和善名古屋工業大学名誉教授)

調査内容: 史跡中山道追加指定に係る落合宿本陣離れ・土蔵の建築調査

報告書等:麓和善『史跡中山道落合宿本陣離れ・土蔵調査報告書』令和 5 年(2023)

・令和 4 年度(2022)~令和 5 年度(2023)

調査主体:中津川市(調査者:杉村啓治)

調査内容:中山道・落合宿・落合宿本陣等に関する史料調査

報告書等:杉村啓治『中津川市落合宿井口家文化財について』令和4年(2022)

『落合宿井口家と養蚕』令和5年(2023)

『明治13年天皇巡幸と落合宿』令和5年(2023)

『落合宿本陣文書』令和5年(2023)

『明治20年落合宿井口家の養蚕業』令和5年(2023)

『街道と落合宿』令和5年(2023)

・令和5年度(2023)

調査主体:中津川市(調査者:丸山宏 名城大学名誉教授)

調査内容:庭園調査

報告書等:丸山宏『落合宿本陣の庭園所見』令和5年(2023)

・令和5年度(2023)

調査主体:中津川市(調査者:株式会社 文化財保存計画協会)

調查内容: 史跡地内総合状況調査

報告書等:株式会社 文化財保存計画協会『落合宿本陣整備基本計画策定予備調査委託

成果品』令和5年(2023)

(2) 過去の整備等履歴

過去に落合宿本陣史跡地内にて実施された整備等措置の内、公有化前に実施された主要なもの、外観や耐久性等に影響を与えている重要なものについて記載する。

<u>年度</u>	内容	主体者	備考
昭和 10 年度(1935)~	御門移設・通用門設	井口杉男	
昭和 12 年度(1937)	置・土塀改修		
昭和 12 年度(1937)	明治天皇御小休碑設置	文部省	
昭和 44 年度(1969)	建物屋根・土塀修繕	井口康介	
平成元年度(1989)	落合宿本陣の碑	中津川市	
		教育委員会	
平成3年度(1991)	建物壁・土塀等修繕	井口康介	市補助
平成8年度 (1996) 以降	南北面髙石垣	井口裕爲	
	コンクリート補修		
平成 26 年度(2014)	史跡地公有化	中津川市	国庫補助
平成 28 年度(2016)	離れ・土蔵被覆工事	中津川市	市単独
平成 28 年度(2016)	土蔵梁支持工事	中津川市	市単独
平成 28 年度(2016)	主屋床下支持工事	中津川市	市単独
平成 29 年度(2017)	離れ補強工事	中津川市	市単独
令和元年度(2019)	主屋小姓の間応急修理	中津川市	市単独
令和 2 年度(2020)	主屋床下支持工事	中津川市	市単独
令和 4 年度(2022)	主屋軒裏仮復旧工事	中津川市	市単独
令和 4 年度(2022)	離れ壁面養生工事	中津川市	市単独
令和 5 年度(2023)	主屋軒裏仮復旧工事	中津川市	市単独

計画策定に向けたスケジュールについて

令和5年度

- 1. 令和5年度第1回整備計画策定委員会(令和5年6月30日)
- ・歴史的背景等の整理
- ・本質的価値の構成要素を構成する要素についての素描
- 2. 令和5年度第2回整備計画策定委員会(令和5年12月14日)
- ・ 落合宿本陣の構成諸要素等の分類 (本質的価値の構成要素等)
- ・計画区域の設定について
- 3. 令和5年度第3回整備計画策定委員会(令和6年3月上旬)
- ・大綱と基本方針
- ・保存・活用・整備
- ・運営体制
- ・実施計画・経過観察方針

■ スケジュール表

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
委員会												
調査												
本文執筆												
版組み												
沿革と目的・												
史跡の概要												
構成要素分類・												
計画区域設定												
大綱・基本方針・												
保存・活用・整備・												
運営体制・実施計画・												
経過観察方針												

- ※「大綱・基本方針・保存・活用・整備・運営体制・実施計画・経過観察方針」については、 今回委員会の結果を踏まえて内容を固め、次回委員会にて提示
- ※令和6年3月末までに執筆・版組みを完了、公開することで完成とする。
- ※令和6度単費事業にて保存活用計画冊子の印刷を予定している。